

(仮)

諸色定書

(解題) 本件は表紙が欠落しているため「(仮) 諸色定書」としたが、大和郡山市の収蔵に当たっては「題★欠 郡山藩役人必携覧書」とされているものである。編纂時期は記事の表示年号や、記載人物の生存時期等から。柳澤松平家三代当主となつた伊信(信鴻)が隠居した安永二(1773)年頃には完成していたと思われる(但し巻末「年代六十圖」には「天明」年号が記されており、天明初期まで追記された可能性はある)。記事の大半は正徳(1711)(1715)年中の將軍家宣・家継(吉里)期から、享保(1716)(1735)・元文(1736)(1740)・寛保(1741)(1744)、延享二(1745)年迄の吉宗(吉里)期及び延享(1747)、寛延(1748)(1750)、宝暦(1751)(1764)家重・家継(信鴻)期のものである。

内容は諸申請の書式から許可基準、刑執行に絡んだ祝日(將軍家族の誕生日)や忌日から、江戸藩邸の変遷や南都・京都の緊急出動(火消役)、甲府城・郡山城の規模坪数、養子・婚姻の身分規制、古切支丹類族規定の確認に至る迄多岐にわたるが、家老・年寄の誓(制)詞まで記されているところから見て、役人必携と言うよりもっと限定的に保管されていたようと思われる。何にしても、柳澤松平家は、元禄年中に極めて例外的に譜代大々名となり、藩祖吉保は諸大名家の行政法規をつぶさに知り得る立場にあつただけに、その諸規定は譜代大名家の紆余曲折を踏まえたものとなつた可能性があるだろう。その意味でこの文書は諸大名家の諸規定を考えるにあたつても、貴重なものとなり得るだろうと考え、ここに掲載するものである。

尤もこの規定の中には、歴代藩主(正室)命日(精進日)のように時代の推移と共に追加改訂されるべき部分が多くあり、信鴻期以降の改訂版があると思われるが、それ等については今後の調査に期待したいと思う。

廿八	廿七	廿六	廿五	廿四	廿三	廿二	廿一	十九	十八	十七	十六	十五	十四	十三	十二	十一	十	九	八	七	六	五	四	三	一
25	24	23	22	22	21	21	20	19	19	18	17	17	17	17	16	13	13	13	12	10	10	10	6	10	10
一 御役金上納之事	一 鳴物停止之事	一 參詣願御定之事	一 家督御礼差上物之事	一 御加增御役替御礼上物之事	一 手人割御定之事	一 同御名代之事	一 麒麟曲輪御參詣之事	一 龍華山御參詣之事	一 年中御規式之事	一 京都出張御人數之事	一 南都出火之節御人數之事	一 地廻り出火之節御定之事	一 南都公事日之事	一 大坂御用日之事	一 井上河内守様御渡之書付	一 御仕置者(伺之事)	一 死罪御仕置除日之事	一 檢使之事	一 評定式日之事	一 御扶持方渡日之事	一 御物成渡し日之事	一 御金渡日之事	一 諸願之事		
一 御役金上納之事	一 鳴物停止之事	一 參詣願御定之事	一 家督御礼差上物之事	一 御加增御役替御礼上物之事	一 手人割御定之事	一 同御名代之事	一 麒麟曲輪御參詣之事	一 龍華山御參詣之事	一 年中御規式之事	一 京都出張御人數之事	一 南都出火之節御人數之事	一 地廻り出火之節御定之事	一 南都公事日之事	一 大坂御用日之事	一 井上河内守様御渡之書付	一 御仕置者(伺之事)	一 死罪御仕置除日之事	一 檢使之事	一 評定式日之事	一 御扶持方渡日之事	一 御物成渡し日之事	一 御金渡日之事	一 諸願之事		

六十一番に委敷有之

廿九	三十	三十一	三十二	三十三	三十四	三十五	三十六	三十七	三十八	三十九	四十	四十一	四十二	四十三	四十四	四十五	四十六	四十七	四十八	四十九	五十	五十一	五十二	五十三		
26	26	26	27	27	28	28	28	29	29	30	30	31	31	32	32	33	33	34	34	35	35	36	36	37		
一 道中往来御定之事	一 御紋附着用願之事	一 看病引願	一 病中月代歩行願之事	一 諸組之者伊勢參詣願之事	一 和州郡山御城坪數	一 郡山御城内曲輪	一 同御曲輪附	一 所々御屋敷坪數	一 御用二而領分并他国江罷出候面々鑓之事	一 大小姓組以上面々同心并同心之せかれ養子并緣組相	一 願候之事	一 牢死之事	一 双方御家内二而義絶願之事	一 養子二遣離縁にて罷帰又養子願之事	一 御紋付願之事	一 若殿様御縁組彼仰入并御願之通相済事	一 御咎之者親類方差扣伺指出候儀二付	一 公儀方御廻状写	一 伊賀守様御會釈向之事	一 閑門・逼塞・遠慮彼仰付候節取計之事	一 御家老并御年寄制詞之事	一 急養子相願候次第并願書案文之事	一 寺院江寄附地致候儀二付	一 御朱印被下置候御領分寺社	一 虎御門方山下御門近御堀浚御用被蒙仰候事	一 先代浪人養子二相願候事
一 道中往来御定之事	一 御紋附着用願之事	一 看病引願	一 病中月代歩行願之事	一 諸組之者伊勢參詣願之事	一 和州郡山御城坪數	一 郡山御城内曲輪	一 同御曲輪附	一 所々御屋敷坪數	一 御用二而領分并他国江罷出候面々鑓之事	一 大小姓組以上面々同心并同心之せかれ養子并緣組相	一 願候之事	一 牢死之事	一 双方御家内二而義絶願之事	一 養子二遣離縁にて罷帰又養子願之事	一 御紋付願之事	一 若殿様御縁組彼仰入并御願之通相済事	一 御咎之者親類方差扣伺指出候儀二付	一 公儀方御廻状写	一 伊賀守様御會釈向之事	一 閑門・逼塞・遠慮彼仰付候節取計之事	一 御家老并御年寄制詞之事	一 急養子相願候次第并願書案文之事	一 寺院江寄附地致候儀二付	一 御朱印被下置候御領分寺社	一 虎御門方山下御門近御堀浚御用被蒙仰候事	一 先代浪人養子二相願候事
一 道中往来御定之事	一 御紋附着用願之事	一 看病引願	一 病中月代歩行願之事	一 諸組之者伊勢參詣願之事	一 和州郡山御城坪數	一 郡山御城内曲輪	一 同御曲輪附	一 所々御屋敷坪數	一 御用二而領分并他国江罷出候面々鑓之事	一 大小姓組以上面々同心并同心之せかれ養子并緣組相	一 願候之事	一 牢死之事	一 双方御家内二而義絶願之事	一 養子二遣離縁にて罷帰又養子願之事	一 御紋付願之事	一 若殿様御縁組彼仰入并御願之通相済事	一 御咎之者親類方差扣伺指出候儀二付	一 公儀方御廻状写	一 伊賀守様御會釈向之事	一 閑門・逼塞・遠慮彼仰付候節取計之事	一 御家老并御年寄制詞之事	一 急養子相願候次第并願書案文之事	一 寺院江寄附地致候儀二付	一 御朱印被下置候御領分寺社	一 虎御門方山下御門近御堀浚御用被蒙仰候事	一 先代浪人養子二相願候事

五十四 51—52 一 御領分御預鉄炮有之村々

五十五 52—54 一 龍華山江年中御香奠・御生花差上候事

五十六 54—56 一 御物成相滞候内出仕御用捨被仰出候事

五十七 56—57 一 京都御火消御用当分御免又先規之通被

五十八 57—58 一 仰出候事

五十九 59—62 一 御滞府被遊候節御願之次第

六十 63—67 一 古切支丹本人同然類族之儀ニ付御聞合之事

六十一 68—72 一 甲州御代・当御代席順
御祥月・年代六十圖

六十二 72—74 一 御国江戸表江相廻御獻上ニ成候品員數

(注) 右の洋数字は原文の丁数字であり、検索の便宜のため、本文中に洋数字で記しているもので

ページ数ではない。

一 6
一 諸願之事

諸願

一年号月日附印判居判物

(注) 以下、表題を青字で示した部分は、原文には無いが、検索の便宜のために付したものである。

*判物||花押のある文書。以下の諸願文書の書式を示したものである。

一 御閥所御證文願 支配頭奥印

但御證文月付之翌月迄者御閥所通、三ヶ月ニ至而者不相通候由

(注) 「閥所證文」は所謂「通行手形」ではあるが、一般の百姓町人とは異なり、藩発行の武家用を指すものである。ここでは有効期限が二ヶ月と明示されている。

一 自分駕籠之願

(注) 宿場等で提供の「駕籠」ではなく、自家用の駕籠を用いることで、一定の身分的制約があった。

一 養子仕度願 実方ハ書判計

但親類之内ニ候ハ、取持不及認、親類之内ニても惣領を養子ニ遣候儀、御取上無之、内伺可仕事

(注) 書判||花押、取持||仲介人・保証人、実方||実家側

養子を迎える（出す）許可願いであるが、親類以外については「取持役（一種の仲人）」が必要であった。惣領（後継嫡子）を養子に出すことは、原則認められず、事前に意向確認が必要とされた。（所謂「侍株」の売買を規制する意味があつたのだろう）。

一 急養子願 実方書判計

但遠方ニ罷在、差またき候者出願之義無用可仕事

(注) 急養子は所謂末期養子、危篤状態での養子は原則禁止されていたが、御家断絶に到る諸問題から次第に緩和された。なお「差またぎ」は緊急の意味か。

一 仮養子願

実方不出

(注) 仮養子＝道中事故備え等の仮の養子 実家の承認は不要とされていたのだろうか。

一 養子相返度願 取持迄添書出候

(注) 養子解消の場合の願いであるが、この場合は取持役の事情説明を要したものである。

一 御役願

(注) 無役の者、或いは元服した嫡子などの役職就任を願い出るもの。

一 隠居願

一 義絶願

但重立候親類迄願書差出、一類不残義絶相済

(注) 「義絶（親類間での縁切り）」と「勘当・久離（親子関係の縁切り）」との区別に注意。

一 義絶差免度願

(注) 「義絶」を解消し、親類関係を復活すること。

一 其身永之御暇願

(注) 他家に仕える場合（出家）など、現在の身分から完全に離れることで、単なる隠居とは異なる。

一 竪紙不及年号月附十二支居判物

(注) 竪紙＝全紙判 公文書は原則としてこれを用いたが、以下については型紙不要とされた。

一 縁組願

但後妻願ハ半切、女方初而二ても半切

(注) 半切＝全紙判の半分 竪折紙・横折紙、「縁組」は婚姻のことであるが、何故か後妻については簡略化されている。

一 せかれ縁組願い

但部屋住之内御奉公相勤候共、親迄縁組願出、離縁者其身之願也

寛保三亥年八月

豊田主水せかれ与一左衛門、妻引取不申内、離縁願則主水迄差出候、
与一左衛門者其頭計届差出ス

(注) 寛保二亥亥（1743）年、吉宗・吉里期

部屋住とは、家督相続前の嫡子や家督相続の見込みがない二三男等のこと、彼等の縁組願いは出仕しても親が、離縁願いは本人が行うとしている。例は本人縁組拒否の特異なケース。

一 離縁願 下女妻ニ取立候者、離縁願書ハ半切紙ニ可申合旨

寛延四未年正月五郎右衛門申聞之
但取持人迄添書出

(注) 寛延四（1751）年辛未、家重・信鴻期

離縁願いについては、原則堅紙を求めているが、例外としての半切願を認めたもの。なおこのような場合においても、離縁には取持（仲人）の添書が必要とされた。

一 湯治願 醫師之名書入

(注) 湯治に行く場合には、医師の証明が必要とされている（おそらく任務を離れての長期療養である）。

一 御迎願

(注) 藩主入部等に際しての御迎えに出る願か。

一 病中月代願

一 近所歩行願

(注) 病気欠勤中の身づまい（月代を延ばすこと等）や出歩きの願か。

一 御役金差上度願

但病氣十三ヶ月目迄御役金出候、御役金割
三百石以上
式両式分之割

(注) 後妻願いは前出されているので、この部分は下女後妻に関する特例だが、下級藩士では結構多かった。

一 隠居落髪名改等之願

(注) 隠居の後に、世捨て人風に落髪改名することはかなり多かった。

一 春日・多武峯等一宿無之願

但春日参詣其外其日帰右両様承届、翌日大目附へ達、是迄之通帳面記御用

部屋并御年寄詰所へ可差出候

右ハ寛延三庚午年正月廿二日彼 仰出之書付

(注) 日帰参詣は、支配頭了解のうえで大目附を経て、記帳を老中・年寄に差し出した（二十六・三十一参照）。

寛延三庚午（1750）年、家重・信鴻期

9

一 立家之内潰取候願

但朽損候て修覆難成趣候哉、見分之上にて相済候事

一 屋敷之内木伐取度願

(注) 屋敷は基本的に借り物であり、勝手な扱いは出来なかつた（四十六参照）。

一 幼少之者代印願

但十七才迄ハ自分印

(注) 十七歳で法的成人と認められたようであるが、元服との関係不詳。

一 同心跡抱伺

但御家老組之せかれなど相願候ハ、御家老衆之名誰殿組と可相認、なし先代と申文言不可相認、本多喜十郎殿と可相認

苗字

(注) 御先手同心との相違に注意（内同心か）。なお「認（したため）」の用法に注意。

一 病氣にて御用懸御免願

一 屋敷相對替願

(注) 屋敷は双方相談のうえ願い出れば交換出来たようである（四十六参照）。

一 縁組願

一 与力せかれ并娘、大小姓組迄以下江取組候義、可致勝手次第候

但大小姓組迄以下次男・三男、与力江番代養子遣候義不苦候

一 御目見仕候陪臣より大小姓組迄以下江取組候義、可致勝手次第候

御書付之内大小姓組以下と有之者大小姓組ハ下へ付可申候

(注) 大小姓組は、分限帳では月次出仕の上士とされているが、この場合は下位扱いされているようで、大小姓組・大小姓並はまさに上下士のボーダーラインに当たつている（三十七・五十三参照）。

以上が形式を定めた「諸願」の内容であるが、単なる形式に止まらず、基準そのものも多く含まれている。

10

二 御金渡日之事

一 御金渡日

朔日 五日 十二日 十五日 廿一日 廿五日

右前日御裏印物出候 裏印銀拾匁・錢壹貫文以下ハ、御年寄印計、御家老印無之

(注) 金錢出納の日が決められており、前日までに家老或いは担当年寄の裏印が求められた。銀拾匁・錢一貫文は概ね三朱弱に当たり、当時の一両が現在の二十万円相当（以下同）と仮定すれば、約三万円程度である。

三 御物成渡し日之事

一 御物成渡定日

七月 四日 五日 六日 八日 九日
九月 腊日 二日 三日 四日 五日
十二月 九日 十一日 十二日 十四日 十五日

二月廿日（女中并小給人以下廿一日）、三拾九石以下廿二日、四拾石迄四拾九石迄廿四日、百石以下廿五日
百拾石以上

(注) 武士の給与は原則として米で支給されたが、知行取（特定の領地を与える）と藏米取（定まつた藏米を支

給する) があった。但し柳澤家に於いては「知行取」は存在せず、土分全員が「蔵米取」であった。そして蔵米のランクにより支給日が定まっていたようである。なお百石取と言つても実収は、その 35% (五公五民として) 程度であり、三十五俵 (一俵が三斗四升 (四斗) 程度) であった。大名家も同様で、郡山藩十五万石全体の実収は五万石 (六万石) であった。

四 御扶持方渡日之事

一 御扶持方渡日

正月、十二日迄 一月、十四日迄 三月迄六月迄、十六日迄
七月、六日迄 八月、十日迄 九月、十三日迄
十月・十一月、十六日迄 十一月、六日迄

(注) 「御扶持方」とは下士或いは小給人身分で、石高表示では無く、何両何人扶持とかで示される者。何故このように細分化されるのか不明 (恰も月給制である)。

五 表御門出入之事

一 表御門出入

御鑓奉行以上、大目附、郡代、町奉行、目付、御勘定奉行、御普請奉行
御金奉行、御留守居番、御徒目付、御側衆之内断にて出入有之
奥御醫師之内同断、小人目付

(注) 家老・城代・大寄合・年寄・寄合衆・用人・寺社奉行・番頭・旗奉行・鑓奉行が銀馬代といつて裏役グラス。それ以下のものでも、役目柄で表御門からの出入りが許されていた。

六 年中御献上物之事

一 年中御献上物

11

正月元日

公方様

大納言様 江 御太刀金馬代ツ、

(注) 金馬代は実際の馬の替りに贈答された金品を言う。

重陽

公方様 江
大納言様 江
御太刀金馬代宛
八朔

(注) 八月朔日、元は田神に感謝して互いに贈答する日であったが、江戸時代は家康入府の祝日とされた。

正月三日

公方様 江

御盆臺

蓬萊

御酒代

金百疋

(注) 蓬萊蒔絵の盆台であろうか、金百疋は金一分のことで現在価値約五万円。

なお「金百疋」については、掲載文書七「文久三年亥年殿様御道中覚」1 (注) に解説あり。

端午

公方様 江
大納言様 江
御帷子單物二宛

(注) 五月五日端午の節句祝い。

この献上物記事では酒・榧・素麺等の奈良物産品があるところより、享保九 (1724) 年三月の吉里郡山転封以降であることは間違いない。しかも大御所吉宗への献上が無いところから、彼の公方時代か没後となるが、十一に列挙された仕置除日 (精進日) に吉宗の影が無いところからして没後とは考えにくい。従つて吉里転封の後に家重が大納言となつた享保十 (1725) 年から、吉里逝去の延享二 (1745) 年九月までの規式と思われる。

公方吉宗期 || 世子家重大納言 享保十 (1725) 年四月、延享二 (1745) 年九月
同大御所期 || 延享二 (1745) 年九月 ~ 宝暦元 (1751) 年六月

公方家重期 || 世子家治大納言 寛保元 (1741) 年八月 ~ 宝暦十 (1760) 年一月
延享二 (1745) 年九月 ~ 宝暦元 (1751) 年六月

公方家治期 || 世子家基大納言 明和三 (1776) 年四月 ~ 宝暦十 (1760) 年一月
な後段六十二に、宝暦十三 (1763) 年、家治・信鴻期 (御献上物正月改) 詳細記事があるが、ここでは「大納言様」ではなく、「若君様」となっている。

公方様

大納言様 江

御小袖二宛

(注) 九月九日重陽の節句

歳暮

公方様 江

御小袖二宛

(注) 文字通りのお歳暮

一 六

為同御機嫌、献上物左之通

大納言様 江

御小袖二宛

一 同御贈物左之通

白銀式枚宛

御年寄女中衆宛江

白銀壹枚宛

御表使女中衆宛江

(注) 該当女中衆が何名になるのか不明であるが、白銀一枚（銀十両）は換算約十四万円程度となる。参勤大名が三百名とすれば莫大な金額となるだろう。

八 春日祭礼之祭物之事

一 春日祭礼之節

一 狸 武拾武疋 一 兔 武拾武疋

一 雉子 武百羽 一 鐘 百本

一 馬 武拾武疋

内 六疋鞍置 但飼口武人宛 拾六疋烏帽子上下二して、乗手飼口武人宛

(注) 馬は将馬（いさせうま）の提供と思われる。なお飼口は牛馬を扱う下人か。

これらの鳥獸は村方の負担（次第に専門業者から買入）で整えられたが、幕末には外来疫病の関係等で鳥獸が激減高騰し、その費用分担が深刻な問題となつてている。

(注) 鰯（ハヤ・カワムツ）鯉科の硬骨魚。但しここでは「鮎の古語」として用いられている。
なお靈酒は菊屋治左衛門の発案とされる靈酒或いは靈酒のことか。

12

八月

糟漬鱈一桶宛

九月 大和柿一籠宛

十二月寒中

南都酒

新酒・靈酒二樽宛

(注) 鰯（ハヤ・カワムツ）鯉科の硬骨魚。但しここでは「鮎の古語」として用いられている。

なお靈酒は菊屋治左衛門の発案とされる靈酒或いは靈酒のことか。

七 御参勤付御献上物之事

一 御参勤御禮之節献上物

公方様 江

御太刀 一腰

大納言様 江

御太刀 一腰

綿 二十杷 御馬 一匹

代白銀二百両 代白銀二百両

(注) 白銀は丁銀一枚で銀十両（四十三匁）。白銀二百両（白銀一千枚）では銀八百六十匁となる。

金一両は銀五十～六十匁（変動制）。従つて金一両は概ね銀十二～十四匁となり、金一両が現在価値で二十万円とすれば銀三百両は換算約三百八十万円程度となり、かなりの御礼金と言えよう。

御馬 一匹

代白銀二百丠 代白銀二百丠

公方様

大納言様 江

御小袖二宛

十 御仕置者

一 御仕置者

申渡書付、前日寺社奉行の請取之、御目付立合、檢使の御徒目付へ相渡之罪人江御徒目付申渡之

御徒目付壺人 若堂鑓・草り取・挟筐

町与力武人 供連右同断 但若堂ハ□□

小人目付武人 町同心五人

(注) 若堂は、若党的ことで、中間よりやや上位の武家従者。町与力・町同心は町奉行支配の下級武士

右御仕置廿六日一而後者御仕置相済候段、小人目付を以、評定所迄申越

列座江其趣申談、御家老中御出次第、大目附・町奉行之月番、御目付三人罷出、今朝御仕置之者、無滯相済候段申上之

御徒目付・町与力ハ、一應宅江罷帰、行水いたし、評定所江罷出ル

御家老謁之挨拶有之、此節大目附・町奉行壺人・御目付立合、御取合申上之

(注) 御徒目付・町与力が行水するのは、死穢を清めるため。「取合せ」は口添・仲介すること

御精進日

正月十日 五月十四日 八月八日 九月八日
二月廿六日 六月四日

(注) 南龍院(吉宗祖父・紀州初代藩主頼宣)寛文十一(1671)年一月十日没。

高林院(吉宗長兄・同三代藩主綱教)宝永一(1705)年五月十八日没(四日のズレ)。

清溪院(吉宗父・同二代藩主光貞)宝永二(1705)年八月八日没。

深覺院(吉宗次兄・同四代藩主頼職)宝永一(1705)年九月八日没。

天眞院(吉宗嫡母安富照子)宝永四(1707)年二月廿六日没。

寛徳院(吉宗正室眞宮理子)宝永七(1710)年六月四日没。

(注) 延享元甲子(1744)年、吉宗・吉里期。なお「郡代一町奉行之内」は罪人が郷方か町方かによって何れかに決まる事を意味する。

一 追拂申渡相済、寺社奉行・大目附・郡代一町奉行之内、罷出申聞、其段御用部屋へ罷出、御書附を以、被仰渡之、立合月番御年寄

(注) 御用部屋は家老・年寄の詰所。これは所払い(追放)の規定である。

但評定日^二にて申聞候節別段^{二者}不罷旨、延享元子七月六日追拂者有之節如此

部屋へ申達之

(注) 延享元甲子(1744)年、吉宗・吉里期。

なお「郡代一町奉行之内」は罪人が郷方か町方かによって何れかに決まる事を意味する。

因みに歴代將軍命日は次の通りであるが、直系祖の家康命日さえ入っていない。

家康 四月十七日 秀忠 一月二十四日 家光 四月廿日 家綱 五月八日 綱吉 正月十日

このことで泉涌寺の天皇位牌に天武系天皇が欠けていることも理解できるのではないだろうか。

死罪御仕置除日之義、向後^者御除之日急度御定無之候、乍然御精進日其外

御祝事等有之日^者、心附候ハ、可相除候

御祝儀日

十月廿一日 士一月廿二日 十一月廿七日 七月十五日
五月廿二日

(注) 吉宗 貞享元(1684)年十月廿一日生。

家重 正徳元(1712)年十一月廿一日生。長福丸・・・一日ヅレ
田安宗武 正徳五(1716)年十一月廿七日生。小次郎・・・何故か一ヶ月のズレ
一橋宗尹 享保六(1721)年閏七月十六日生。小五郎・・・一日ヅレ

家治(家重子)元文二(1737)年五月廿二日生。竹千代

誕生日が公的に祝儀日として扱われる例はないと考えていたが、このように公式化されていたようである。

十一 死罪御仕置除日之事

十一 死罪御仕置除日之事

御祥月計

五月六日 十月七日 十一月六日 二月廿一日

(注) 涼地院源三 (吉宗次男) 五月六日夭折。

深心院 (吉宗側室・一橋宗尹生母) 享保六 (1721) 十月七日没。

正雲院芳姫 (吉宗長女) 十一月六日夭折。

本徳院 (吉宗側室・田安宗武生母) 享保八 (1723) 年一月廿一日没。

なお深徳院が記されていない。彼女は吉宗紀州藩主時代の側室ではあるが、嫡子家重の生母であり、どうも墓碑が分からぬ (寛徳院も吉宗紀州藩主の御簾中であるが、御精進日に入っている)。

深徳院 (吉宗側室・家重生母) 正徳三 (1713) 年十月廿四日没。

なお(二)で、「御精進日」と「御祥月計」が書き分けられているが、「御精進日」は「毎月命日」、「御祥月計」は「祥月命日のみ」と言うことであろう。

此外近來御精進日

六月九日 十月三日

(注) 淨円院 (吉宗生母) 享保十一年六月九日没。

比宮増子 (家重正室) 享保十八年十月三日・・・これらは享保十一年以降逝去の命日である。

南都与力中條傳之丞・斉藤理兵衛、矢嶋権六を以聞合候処、左之書附差越之

死罪御仕置除日之事

死罪御仕置除日之義、向後者御除之日、急度御定無之候、乍然御精進日其外

御祝事有之日者、心付候ハヽ可相除候

御誕生日

公方様 十月廿一日 二月・十月・十一月除之

大納言様 十二月廿二日 五月除

小治郎様 十一月廿七日 十一月除

右御祝義相除申候

(注) 夫々に「除月」が記されているがその意味は不明。なお前出「御祝儀日」から一橋宗尹と將軍家治が欠けているので宗尹の誕生日である享保六 (1721) 年閏七月以前に作成されたものと分かる。

なお(二)でも田安宗武 (小次郎) は一ヶ月のズレがある。

正月十日

一 南龍院殿

紀伊大納言頼宣公

15

五月十四日

一 高林院殿

紀伊中納言綱教公

八月八日

一 清渓院殿

紀伊大納言光貞公

(注) 「薩」と見える部分は「渓」の誤りであろう。

九月八日

一 深覺院殿

紀伊宰相頼職公

二月廿六日

一 天真院殿

光貞公御簾中安宮

(注) 既出「御精進日」参照。

是迄末御祥月計

一 寛徳院殿 六月四日 御簾中様 真宮

一 涼地院殿 五月六日 源三様

一 深心院殿 十月七日 源三様御実母

一 正雲院殿 十一月六日 芳姫様

一 本徳院殿 二月廿一日 御部屋御方

(注) 寛徳院 (吉宗正室貞宮理子) 吉宗紀州藩主時代薨去のため、「御簾中」となつてゐる。但し既出。

涼地院 (源三・吉宗次男) 夭折。但し「涼地院」正當かも知れない。

深心院 (吉宗側室・一橋宗尹生母) 既出。但し「源三生母」で「一橋宗尹生母」とはなつてないので作成が宗尹誕生前であることを裏付けている。

正雲院芳姫 (吉宗長女) 夭折。

本徳院（吉宗側室・田安宗武生母）既出。ただこれも何故か「田安宗武生母」とはなっていない。

享保十一年午年

一 淨円院殿 六月九日

（注）淨円院（吉宗生母）「近來御精進日」に既出。但しこの部分は、時期的に見て追記と思われる。
なお、ここに至つても宝暦元（1751）年六月廿日（吉宗祥月命日）は記されていない。

右之通相除申候

一 比姫宮 十月三日 大納言様御簾中様

一 至心院殿 二月廿六日 御部屋様

宝暦十辰年五月 被仰出有之重キ御取扱

一 竹千代様 五月廿二日 御誕生日

一 万次郎様 二月十五日 御誕生日

一 千代姫君様 六月廿一日 御誕生日

至心院（家重側室・家治生母）梅溪幸子 延享五（1748）一月二十六日没。

宝暦十年九月一日家治の將軍就任（二月に右近衛大將）を前に、將軍生母として取扱いが意識された。

竹千代（家重長男家治）元文二（1737）年五月廿二日生。

万次郎（家重次男清水重好）延享一（1745）年二月十五日生。

千代姫（家重長女）詳細不明。

死罪有之候近例

一 三月・十二月 廿三日 一 八月 廿三日・廿五日

一 十一月 十二日・廿七日 一 六月 廿六日・十二日

但御法事之月ニ有之候而も廿日過候ヘハ不苦之旨、御諸司丹後守様より被仰越候

（注）沼田藩主岐舟後守頼稔 享保十九（1734）年（寛保一（1742）年）京都所司代、後老中

なおこの文書では「所司代」は「諸司代」で統一されている。

十二 檢使之事

一 郷分江著 御役人兩人 小人目付一人立付二て

一 乞食躰之者一候得者

一 郷方江著 小人目付老人 鄉方同心力町方同心力

一 町方 小人目付老人 町与力兩人

一 御家中江著 御徒目付老人

一 御徒目付一人 小人目付老人

一 御目付老人

一 御徒目付一人 小人目付一人

一 檢使帰、御用部屋江著 出候節

町方ハ大目附・町奉行・御目付立會、見分書ハ町与力読之

郷方ハ大目付・御目付・御勘定奉行立合、見分書ハ御役人読之

（注）「檢使」は事実確認を言うが、ここでは「檢死」に近い意味であつて、不審死の場合にその理由

を調査確認したもので、その者の身分によって担当が異なつていた。なお郷方は本来「郡代」

となるべきところ、格下の「勘定奉行」となつてゐるが理由不明。

（十二）井上河内守様御渡之書付

一 重追放

江戸十里四方 廿里 京 大坂 奈良 堺

伏見 東海道筋 中仙道筋 日光海道

尾州 紀州 甲州 駿州 常陸

（注）「公事方御定書」（享保五（1720）年着手、寛保一（1742）年完成）では、関八州・山城・攝津・和泉・大和・肥前・甲斐・駿河・東海道・木曽路とされており、これはそれ以前のものである。

江戸十里四方廿里や街道筋等と言つるのは極めて範囲が不明瞭で実用性が無い。

笠間藩主井上河内守正安、宝永二（1705）年～享保七（1722）年老中。

蠟燭渡方 壱人

惣人數 百六拾六人

式番手

騎馬五騎 上下三拾五人

御物頭 壱騎

御目付 壱騎

御年寄 壱騎

御家老 壱騎

惣人數 百拾五人

(注) 南都火消出動の重點は、門跡等の保護と治安維持が目的であり、家老・年寄も出動した。

十八 御役替等誓詞讀候御定之事

御役替等誓詞讀候御定

御家老職ハ御家老

御鎧奉行以上ハ大目附

御鎧奉行以上ハ大目付組附

(注) 宝曆八戊寅（1758）年、家重・信鴻期。誓制詞については四十八参照。

なおここでは「大小姓組」と「大小姓（並）」では取扱いに差を設けている（扱いが一定していない）。

19

京都出張御人數之事

一 京都出張御人數

壹番手

御纏番 壱騎

御物頭 弐騎

御番頭 壱騎

御仲間頭 壱人

式番手

御纏番 壱騎

御目附 壱騎

御徒目付 壱人

夜中 夕七時過らハ出候

蠟燭方 壱人

御屋敷残り

大目附 (御年寄・御番頭病氣差合之節は出候)

京都詰惣人數三百人程、内三十三人程提灯持

御留主居、上手出火之節は罷出候

(注) 郡山藩は膳所・淀・龜山藩と共に、輪番で「京都火消役」の任が有り、禁裏・公家衆の保護や治安維持に当たっていた。従つてこの「御屋敷」は京都主生屋敷である（30・57参照）。

二十 年中御規式之事

一 正月元日ハ御規式

一 正月元日

御鎧奉行以上長上下、大小姓組以上熨斗目着

(注) 長袴＝長袴着用、熨斗目は一部に縞模様のある中級礼服。

20

一 同七種御祝儀

御鎧奉行以上服紗麻上下

(注) 正月七日の七草粥、服紗麻上下は服紗（略式のことを言う）小袖と麻上下は略礼装。

一 八日迄十四日迄御鎧奉行以上裏付上下

但御留主年十五日御礼計裏付

(注) 七日の七草粥では「松の内」、それ以降十五日までは正月の服装とされたが、藩主が江戸参勤時は十五日の御礼登城時のみ正月服装とされた。

一 十五日御流、御醫師以上十五才以上

御具足餅御譜代御徒以上十五才以下而も

神酒頂戴、御鑼奉行以上

(注) 具足開き（具足餅）は正月廿日（十五日）鏡餅を割つて供するもので、対象が拡大されている。

一 月次出仕大小姓組以上 （御在国御鑼奉行以上戻子附）

(注) 「月次出仕」については、後代では大小姓（並）以上とされており、この境界が微妙である。

戻子（もじ）は、麻糸で目を粗く織つた布で夏の衣（『大字林』）とあるが本件は不詳。

一 歳暮御礼、御鑼奉行以上服紗麻上下

一 暑寒御機嫌伺、大小姓組以上

一 足袋はき之義、九月十日迄三月晦日迄

(注) 足袋免許（原則五十才以上）の日。なお暑寒御機嫌伺では何故か「大小姓（並）」は除外か。

一 五節句惣出仕 （七夕・八朔 御家老共白帷子着 御在国計）

(注) 五節句は人日（じんじつ）・上巳（じょうい）・端午・七夕・重陽（ちようよう）で

人日（正月七日）・上巳（三月三日）・端午（五月五日）・七夕（七月七日）・重陽（九月九日）と

基本的に奇数月があてられていた。そのほかに八朔（八月朔日家康江戸入城記念日）が重視された。

一 御暇被 仰蒙候御歎、大小姓以上 （御鑼奉行以上 戻子付）

(注) この場合は「大小姓（並）」も対象であるうか。

「暇被仰せ蒙る」とは藩主が参勤を終えて交代帰国の許可を得ることを言う。

一 御城着之御歎、惣出仕麻上下

(注) 藩主が交代帰国の道中を終えて無事帰城したことを歎ぶ。

一 御参勤之御歎、右同断

(注) 藩主が江戸参勤を命じられて、出発（無事に参府すること）。

一 江戸御着之御歎、御鑼奉行以上 平服

一 御参勤御礼被仰上候御歎、大小姓以上 （御鑼奉行以上 戻子付）

一 御鷹之雲雀御歎、大小姓以上 （御鑼奉行以上 裹付上下）

(注) 将軍鷹狩の獲物を賜ること。通常は小鳥であるが、鶴を賜るのが最も光榮とされた。

一 玄猪御餅頂戴、御物頭以上 （南都御用掛り以下一役老人ツ）

(注) 十月亥の日（現在は十日で固定）亥の子餅を配つて祝う儀式。炉開きの日でもあった。

〔物頭〕は所謂「足輕大将」とされるが、分限帳の「御弓鉄砲頭」が該当か。

一 歳暮御礼、御鑼奉行以上服紗麻上下

一 暑寒御機嫌伺、大小姓組以上

一 足袋はき之義、九月十日迄三月晦日迄

(注) 宝永六（1709）年正月十日没常憲院綱吉の御靈屋稲荷社に偽裝を設け、月命日等の参詣を行つた。

二十 麒麟曲輪御参詣之事

一 麒麟曲輪御参詣

一 每月十日 年始 歳暮 盆中 御参勤前 御城着後

(注) 宝永六（1709）年正月十日没常憲院綱吉の御靈屋稲荷社に偽裝を設け、月命日等の参詣を行つた。

二十一 龍華山御参詣之事

一 龍華山御参詣

一 每月

二日 五日 十八日

年始 歳暮 盆中 御参勤前 御城着後 四月十四日 十二月十四日

(注) 龍華山は永慶寺のこと。

正徳四（1714）年十一月二日、

永慶寺吉保沒

正徳三（1713）年九月五日、

真光院會雌定子（吉保正室）没

延享二（1745）年九月五日、

乾徳院柳澤吉里沒

寛保四（1744）年正月十八日、

園徳院酒井頼子（吉里正室）没

寛保三（1743）年四月十四日、

本徳院伊達幾子（信鴻正室）没

宝暦三（1753）年十二月十四日、

貞徳院眞田輝子（信鴻繼室）没

信鴻、寛政四（1792）年三月三日が不記であり、本記の作成が信鴻在世中であつたことを窺わせる。

圓徳院（月命日）と「本徳院・貞徳院（祥月命日）」の差は、藩主にとって母と妻の相違であるうか。

二十二 同御名代之事

一 同御名代

御留守年 每月

二日 五日 十八日

正月元日 同十日 同十七日 四月十四日 五月十日 七月十四日

九月十七日 十二月十四日

(注) 輛麟曲輪・龍華山の正式な月命日参詣と名代による非公式な月命日参詣が区別されているのだろうか。

安永六 (1777) 年正月十三日、能正院森律子 (信鴻生母) 没 *正月十七日該當か。

宝永二 (1705) 年五月十日、靈樹院飯塚染子 (吉里生母) 没

享保二 (1717) 年七月十四日、了本院佐瀬津那子 (吉保生母) 没

貞享四 (1687) 年九月十七日、正學院柳澤安忠 (吉保父) 没

これ等の月命日が藩主留守月に名代により付加参詣されたものか。

御在国年 每月

十四日計

正月十日 同十七日 五月十日 九月十七日

一 手人割御定	一 壱人	一 千五百石	一 千三百石	一 千三百石	一 千五百石	一 二千五百石								
五十九石ヨ	三人	百二十五石	一百石	一百石	一千五百石	二千五百石								
一百五十石	五人	二百五十石	一 贳百石	一 贳百石	一千九百石	二千七百十四石ヨ								
二百五拾石	六人	三百八十四石ヨ	一 三百石	一 三百石	三千石	一 二千百石								
四百四十八石ヨ	七人	五百廿六石ヨ	一 四百石	一 四百石	廿四人	八人								

五百九十二石ヨ

一 三百五十石

五百五十七石ヨ

八人

一 御加増御役替御札上物

二十四 御加増御役替御札上物之事

(注) 軍役として動員すべき從卒数。江戸幕府の大名軍役は一万石当り300人程度とされていたが、

それと関係するものか詳細不明。

一 四百五十石	九人	一 五百石	七百八十九石ヨ
七百廿三石ヨ	十一人	七百廿一石ヨ	九百廿一石ヨ
一 五百五十石	十一人	一 六百石	一 六百石
八百五十五石ヨ	十三人	一 七百石	一 七百石
一 六百五十石	十三人	千百十一石ヨ	千百十一石ヨ
九百八十五石ヨ	十四人	一 八百石	一 八百石
一 七百五十石	十三人	二千五百石	二千五百石
千百八十石ヨ	十四人	一千石	一千石
一 八百五十石	十五人	一千五百石	一千五百石
千三百十九石ヨ	十五人	一千五百石	一千五百石
一 九百五十石	十八人	一千五百石	一千五百石
千五百廿七石ヨ	十八人	一千五百石	一千五百石
一千百石	十八人	一千五百石	一千五百石
千八百五石ヨ	十九人	一千五百石	一千五百石
一千三百石	十九人	一千五百石	一千五百石
二千百四十二石ヨ	二十人	二千五百七十一石ヨ	二千五百七十一石ヨ
一千五百石	二十人	二千五百七十一石ヨ	二千五百七十一石ヨ
二千五百七十一石ヨ	廿一人	一千六百石	一千六百石
一千七百石	廿一人	一千八百石	一千八百石
二千五百七十一石ヨ	廿一人	一千八百石	一千八百石
一千七百石	廿一人	一千八百石	一千八百石
二千五百七十一石ヨ	廿一人	一千八百石	一千八百石
一千九百石	廿一人	一千八百石	一千八百石
二千五百七十一石ヨ	廿三人	一千八百石	一千八百石
三千石	廿三人	一千八百石	一千八百石
一 二千百石	廿四人	一千八百石	一千八百石

一 御加増被下置、御家老被 仰付候節、御太刀・馬代銀壹枚箱着差上候事
但御加増無之節^者箱着計、箱着代知行高^二應、家督御礼差上物御定之

員數相納可申候

(注) 加増・昇任についてのお礼規定。なお「箱着」は贈答用の箱入魚で通常王鯛。

一 御家老御加増被下置候節、御太刀・馬代銀一枚差上之、御札可申上事
一 御家老之隠居御札、箱着差上御礼申上之

但御箱着代、家督之知行高^二應、家督御礼之差上物御定之員數相納可申候

一 御城代以下隠居之御札不及指上物候

一 御城代御加増之節、御太刀・馬代差上、御礼申上之

但御馬代知行高^二應、家督之御礼差上物、御定之員數相納可申候

一 百石之御加増被下置候節、御箱着指上御礼申上之

但御箱着代、銀壹両相納可申候

(注) 銀二両は四々三分で、金一両^ノ銀六十匁相場として約金二朱、現代換算約一万四千円。

以下これに準ずる。

23

一 武百石御加増被下置候節^者、御太刀・馬代銀武両相納可申候
但右以上之御加増之御札、百石^ノ銀一両ツヽ相増、御馬代相納可申候

一 九拾九石以下御加増之節、不及差上物事

二十五 家督御礼差上物之事

一家督御禮差上物
百九拾九石以下
御扇子代銀五分

但五拾石以下^并金給之面々不及指上物

(注) 銀五分は銀六十匁^ノ錢六貢文として約錢五十文、同左約千六百円。

式百石^ノ四百九拾九石追
御着代銀壹文目

(注) 「壹匁」の誤記か、同左約三千三百円。

五百石^ノ九百九拾九石追
千石^ノ千九百九拾九石追
式千石以上

御着代銀三両

* 約一万四千円。
御着代銀壹両
* 約二万八千円
御着代銀三両
* 約四万三千円

右之通上来有之内可差上候

(注) 銀五分・一匁・一両(四々三分)等に該当する公的通貨は存在しないので、恐らく藩札が利用されか。

一 御家老共、御年寄共、且支配頭^江不及送物

(注) 家老・年寄・その他支配頭には礼物は不要とされている。賄賂による昇進を避けるためであろう。

一 家督御礼申上候節、家督之者之席、御鑓奉行以上^ノ候ハヽ御太刀・馬代

御札可申上事

但御太刀代^ノ相納候節^者代三両ヅツ取立可申候、御馬代之儀は知行高^二

24

應、家督御礼差上物、御定之員數相納可申候

(注) 当時席順

一 御家老衆	一 御城代
一 大寄合	一 御年寄
一 御年寄並	一 寄合衆
一 御用人	一 寺社奉行
一 御番頭	一 御用人並
一 御旗奉行	一 御鑓奉行

從是以上銀馬代

一 御用達	一 御奏者番
一 大目附	一 郡代
一 郡代並	一 町奉行
一 御持頭	

従是以上獨札（以下省略）

表御停止^ニ付、向後御聞合も有之候ハバ、於此表も鳴物三日停止可申合候旨

被 仰出之

二十六 参詣願御定之事

一 参詣願左之通御聞届被 仰付候分

伊勢參宮 春日 吉野 龍田

多武峯 三輪 當麻 八幡

愛宕 住吉

但、西窪小一右衛門亥年高野願相済事

（注）寺院は吉野・當麻（例外で高野）のみ。宗旨により本山が異なるためか。

八幡は石清水八幡であろう。

二十七 鳴物停止之事

一 鳴物停止之事

禁裏 仙洞 普請・鳴物共五日停止

御三家様方 普請三日・鳴物七日

御老中様方 鳴物三日・普請無構

五攝家方・親王方共^ニ鳴物等之儀無御構、尤南都筋ハ格別之事

但禁裏^ニ崩御と申事ハ無之事之由、兎角仙洞^江被為移候儀と聞^ヘ申候

東海道 伊賀越 十一日
同 大津廻 十二日
木曽路 十三日

但十一月^ニ二月^迄、往来共^ニ東海道可罷越候

（注）享保十七壬子（1732）年、吉宗・吉里期。何故か公方・御臺所・世子には付言されていない。

右享保十七年子九月江戸表よろ来候

子十月

一 敬法門院様

大准后^ニも被為成候事故、新中和門院之例^ニて此度鳴物停止有之候

（注）敬法門院^ニ東山天皇生母松木宗子、享保十七壬子（1732）年没。

新中和門院^ニ桜町天皇生母近衛尚子、享保五庚子（1720）年没。

一 女院 女御 深准后^ニ准候事

右書付お江戸表大橋藤九郎殿^江御聞合候之処、右之通逝去之節三日鳴物江戸

二十八 御役金上納之事

一 御役金上納割

三百石以上 金武両式歩ヅツ

武百九拾石^ニ金給^ス 金武両^ニ之割合、御扶持方之面々も右^ニ准可差

出事

（注）7 「御役金差上度願」（注）参照。

二十九 道中往来御定之事

一 江戸御用、東海道罷越帰之節は、可為木曽路候

（注）木曽路は中山道の事であろうがこの意味不明（実際には冬季以外でも往復共に東海道が普通）。

東海道 伊賀越 十一日
同 大津廻 十二日
木曽路 十三日

但十一月^ニ二月^迄、往来共^ニ東海道可罷越候

（注）冬季の中山道（木曽路）は、かなり厳しいものであったが、逆に梅雨時や初秋の東海道は、一旦

川止めがあると思わぬ長期旅程となり、追加旅費の工面に苦労する事もあつた。

一 片道七里以上は一宿

但一宿以上は上下共泊・昼夜共、旅籠代可相渡候

一 片道三里以上^ニ昼夜扶持被下之

一 片道四里以上草鞋錢被下之

但壹里武文武歩宛之積り御貸人^江計、可相渡候

一 宿旅籠代

泊 上百武拾四文 下百文
昼夜 上六拾文 下四拾八文

(注) 片道七里 (28km) は概ね郡山一伏見間の距離であり、現在では歩行日帰りは不可能だろうが、

慶應三年十一月廿四日に藩主保申公は早朝京都発で、距離約十二里余を急行し、深夜に郡山城

に着いている (掲載十一、豊田家文書03「慶應三・四年御用留」22参照)。

宿泊代は現代換算三才四千円 (一両=錢四貫計算としても五才六千円) になるが、素泊まりにしても低額過ぎるよう思う。

26

三十 御紋附着用願之事

一 御紋附着用願

大小姓組以上、嫡子着用願之義、御家老共承届可申渡候、二男才ハ同

達 御聽可申事

但工藤多代次男、御紋付着用願相済不申候事

御徒目付以下、嫡子着用願之義、達御聽可申渡候、二男才ハ無用之

事

(注) 拝領した主家紋附の衣服を子息に着用させるための規定。嫡子以外には特に制約があった。

三十一 病中月代歩行願之事 此三ヶ条 寛延三庚午年正月廿二日彼 仰出之文

一 病中月代歩行願、病氣引才三十日程過候ハバ、頭承届候上、翌日大目附

江達、是迄之通帳面記、御用部や井御年寄詰所へ可指出候

同 看病行願

一看病引願御定ニ有之分、頭承届候上右同断、且看病日數三十日過候ハ、再願可仕候

尤再願之節者可相伺候、無據看病引相願候節ハ、相伺可仕差圖候

同 諸組之もの伊勢參詣願之事

27

三十二 和州郡山御城坪数

一 御郭内 東西六町十四間 南北五町四間

和州郡山

(注) 一町=六十間=108m 一間=1.8m よつて東西=673m 南北=547m

惣坪数七万六千五百拾八坪半
内三万四千三百九拾四坪半
惣堀・土居・石垣・道トモ

一 御本丸 二千八拾三坪
二之丸 三千六百五拾一坪半

一 同所明地 千百九拾六坪余

一 御本丸橋外 千八百九拾九坪余

一 法印曲輪 二千五百七拾三坪

一 鹽硝藏 七百拾九坪

一 御新宅 千二百七坪

一 御厩 千百六拾坪

一 明地御用屋敷 三千百九拾一坪余

一 同所統明地 六百拾八坪

一 西藏 千五拾五坪

一 三曲輪 一万三千八百一坪

一 柳藏 千二百四拾坪

(注) 合計三四、三九三坪 (総郭と一致)。鹽硝藏は火薬庫、柳藏は幕府御用の詰米保管庫。

一 諸組之者伊勢參宮願、右頭承届候上、右同断
但、他国御暇願ハ、相伺可仕差圖候

右三ヶ條ハ、寛延三庚午年正月廿二日被 仰出之書附

(注) 寛延三年庚午 (1750) 年、家重・信鴻期。

一 郡山御城内	御本丸	天守曲輪	表白澤門	裏竹林門	先法印曲輪	常盤曲輪	先鹽硝藏	玄武曲輪	玄武門	極樂橋	竹林橋
柳曲輪	柳門 下馬	柳藏	櫻門 下馬	柳門 下馬							
天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪	天守曲輪
表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門	表白澤門
裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門	裏竹林門
先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪	先法印曲輪
常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪	常盤曲輪
先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏	先鹽硝藏
玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪	玄武曲輪
玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門	玄武門
極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋	極樂橋
竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋	竹林橋

(注) 一般的に「陣」「鉄」が使われるが「陳」が正字、「鍊」は古字であり、原文のままとした。

三十四 同御曲輪附

御本丸	梅林門	陳甫曲輪	玄武門	玄武門
御本丸	鍊門 下乗	陳甫曲輪	玄武門	玄武門
御本丸	鍊門 下乗	陳甫曲輪	玄武門	玄武門

28

三十五 所々御屋敷坪数

享保五庚子年四月二十三日御請取
一 江戸幸橋御上屋敷

惣坪敷九千九百二十五坪 田舎間二面

(注) 享保五庚子（1720）年、吉宗・吉里期。千代田区内幸町。なお宝永六（1709）年に吉原隠居・

吉里相続 京間（六尺三寸）・田舎間＝江戸間（五尺八寸）

但四百三十五坪 土手

九千五百坪 平地

右之内

29

七百拾四坪 享保十六辛亥年四月十五日

御類焼之節土手際江新道附候二付、上候残 八千八百二坪也

(注) 享保十六辛亥（1731）年の火災廃地により一部返上。なお享保九年（1724）吉里郡山転封。

嘉永三年絵図によれば、上屋敷は幸橋御門前にあり、虎ノ門まで堀沿の新道がある。北の筋向かいに薩摩屋敷があり、維新後は鹿鳴館が設けられた。さらに隣地には飫肥藩上屋敷があつた。

同

駒込御屋敷

惣坪敷六万七千六百二十八坪

右之内

七千坪 享保八癸卯年上候、新堀二面地渡候

二万坪 元文四己未年上候、残四万六百二十八坪也

五軒屋鋪	下馬										
麒麟曲輪	松藏										
先寒晒場	西門										
西門	下馬										
五軒屋鋪	下馬										

(注) これら城郭の配置や性格についてはHP「郡山城百話（城郭）」に詳しく説明されている。

柳曲輪
柳門 下馬
柳藏
櫻門 下馬
柳門 下馬
柳藏
柳門 下馬
柳藏

(注) 享保八癸卯（1723）年、吉宗・吉里期。郡山転封の前年に芝新堀に代地

元文四己未（1739）年、吉宗・吉里期。

元文二（1737）年、信鴻御目見

駒込下屋敷（文京区本駒込）。現在の国特別名勝都立庭園「六義園」は約二万六千六百坪。隣地には加賀藩中屋敷、津藩下屋敷があつた。又この辺りは染井植木屋で知られていた。

（注）享保癸卯（1723）年、吉里郡山転封の前年。駒込七千坪返上の代地である。
郡山藩中屋敷で港区三田一丁目付近、隣地は秋月藩上屋敷、近隣に久留米藩上屋敷（邸内の水天宮で知られる）、薩摩藩上屋敷があつた。

同

一 萱町御屋敷

惣坪敷五千百五十三坪 御門入口之道トモ

右之内

二千六百五十二坪 宝暦二壬申年九月

松平右近将監様御望付、柳原御屋敷ト御相對替 残二千五百一坪

（注）台東区浅草茅町。宝暦二壬申（1752）年、家重・信鴻期。

館林三代藩主越智松平武元 享保十三（1728）年藩主、延享三（1746）年老中就任。

なお武元の五男大垣藩主戸田氏教の娘が保泰の正室となつてゐる。

同

一 洪谷御屋敷
惣坪敷三千七百三十八坪一合五勺

宝暦十庚辰年八月十八日御用付上候

（注）享保元丙申年十一月廿三日御請取
宝暦十庚辰（1760）年、八代将軍吉宗就任。吉里期

宝暦十二庚辰（1760）年、十代將軍家治就任。信鴻期 江戸大火
宝暦十二庚辰（1760）年、十代將軍家治就任。信鴻期 江戸大火

宝暦十二庚辰（1760）年、十代將軍家治就任。信鴻期 江戸大火

同

同

享保九甲辰年

一 京都壬生御屋敷 御屋代 住屋善石衛門
壬生村濱崎與惣次ヨリ御調

惣坪敷千三百五十九坪二分一厘六毛

内十二間四方 享保十七壬子年鱗形屋左次兵衛江御拂成候

惣坪敷千三百五十九坪二分一厘六毛

（注）享保九甲辰（1724）年三月、吉里郡山転封。

享保十七壬子（1732）年、吉宗・吉里期。鱗形屋は黄表紙版元か。

この屋敷は京都火消役（膳所・淀・龜山・郡山の交代）の拠点として設けた「抱屋敷」であろう。
なお幕末には「桑城北付近に「拝領屋敷」があつた（十七「京都出張御人数之事」参照）。

一 芝新堀御屋敷
惣坪敷六千三百八十八坪

外三十二坪 裏道

但駒込御代地也

同

30

宝暦庚辰年九月 未四月御相對替跡詳有之

一 柳原御屋敷

惣坪敷千六百九坪八合

右松平右近将監様萱町御屋敷之内、御相對替之代地也

（注）宝暦（十）庚辰（1760）年、九代將軍家治就任。信鴻期。宝暦十二年保光縁組（高崎藩松平輝高娘）

宝暦何年かは記されず「庚辰」から十年となるが、別の記録では宝暦二年年となつており、干支の誤記か。

台東区柳橋附近。

宝暦十一年、松平右近将監は老中首座。

同

元文五庚申年

一 勢州四日市御陣屋

東西平均四十四間 南北平均四拾壹間半

坪数 千八百二十六坪

(注) 伊勢四日市領（伊勢鈴鹿郡・三重郡十五村）は、享和元辛酉（1801）年十月に上知、当地は信

樂代官多羅尾光崇が代官兼務となつた。郡山藩は大和・河内に石高相当の替地（添上・南御代

知）を得たが、経済的には大きな損失となつた。

同

一 江州金堂御陣屋

東西平均二十九間 南北平均三十一間

坪数 八百九拾九坪

(注) 元禄六（1693）年、先代の本多家が近江八幡五箇荘（東近江市）に陣屋を設置したもの

受け継いだ。左は幕末に郡山藩の郡代格塚田代官が残した記録。

【塚田文書（万延元年 江州申年大通御用留）p197】

廿二日

雨天

一 今朝種村出立金堂御役所_{江面會}、酒飯出ス緩々盃を廻らし夕景_{一至る}、手代書役宅々江相廻り常樂寺村へ罷越ス、見分暮_{三及}ぶ先惣田方九拾武町武反歩ヨ之内、仕附荒溝皆無青立皆無等三拾三町五反七畝歩余、無植付拾老町壹反歩ヨ引之平均_{二而}有毛分四分_ニ相當ル不作_{二者}候得とも外並_ニ少々勝り候方_ニ有之候

一 今晩役宅矢野平四方_{一而}止宿、明日見分之村々江廻状出す

但役宅_{存候處無}、左會所_{ニ有之也}

33

三十六 御用_{二而}御領分_并他国_江罷出候節、鎌為持候事

一 御領分_并他国_江御用_{二而}罷出候節面々、何レ之席_{一而}も百石以下之面々

御領分_并他国共、御用_{二而}罷出候節面々、御領分_并他国_江罷出候節面々鎌為持候事

鎌為持候_ニ不及候、為持候_而可然節_者、相伺可申候、其節御差団可有之

右之通可申合旨被 仰渡之

享保九年辰九月

(注) 享保九甲辰（1724）年、吉宗・吉里期。同年三月郡山転封を機会に明定したもの。

騎乗・鎌持人は上級武士の象徴であるが、これを席に閑わらず禄高百石で区分したもの。

なお郡山藩に於いて禄百石は、概ね銀馬代クラス（御鎌奉行以上）である。

三十七 大小姓組以上面々、同心_并同心之せかれ、養子_并縁組相願候之事

一 大小姓組以上之面々、同心之内又_者同心之せかれを養子_ニ仕候義、兄弟_{一而}も堅不罷成候、縁組之儀是又無用_ニ可仕候、且御徒目付_ニ御徒士迄之面々、同心之内又_者同心之せかれを養子_ニ仕候義、続甥迄ハ取組可申候、

従弟之続_ニハ無用可仕候

但又ものせかれをも御徒目付_ニ以下之面々、養子_ニ仕候義、続有之者之外_者可為無用候、縁組之儀者不苦候

右之通被 仰出候以上

延享元甲子年九月

(注) 延享元甲子（1744）年、吉宗・吉里期、翌年より信鴻期。

分限帳上巻「大小姓從是以上 月並御祝義御機嫌、御屋形江出仕」クラスは例え親類の侍であつても、下位身分からの養子・縁組は厳しく制限された。なおここでも「大小姓（並）」がどちらのクラスとされているのか明確でない。

一 御徒士以上之面々、同心之内又_者同心之せかれを養子_ニ仕候義、続有之者ハ格別、左様無之候ハバ向後無用_ニ可仕候

但又ものせかれをも、御徒以上之面々、養子_ニ仕候義、続有之者之外ハ可為無用候、縁組之義ハ不苦候

右之通被 仰出之

(注) 分限帳中巻下士（御徒士目付・勘定衆・御徒士並）クラスについても親族以外は規制された。

卯四月

同書左之通

従弟迄ハ忌懸り候付、取組之儀可被 仰付哉

被 仰出左之通

甥迄致可申候、従弟ハ無用可致候

延享四丁卯年八月

(注) 延享四丁卯(1747)年、家重・信鴻期の規定。「忌懸」とは親族の内で喪に服すべき間柄のこと

で、ここでは三親等までとし、四親等は対象外としている。

三十八 牢死之事

一 享保十一午年五月晦日江戸表、従

公儀御渡被成候、永牢被 仰付候飯野半七、今朝牢死致候、依之為檢使
町奉行多賀宇左衛門・御目付村田源之進^井御徒目付一人・小人目付罷越
見分致見分書差出ス、右牢死之儀江戸表へ申参候、御届ヶ相済迄ハ仮埋
ニ致置候様

御年寄外記申渡之

右者大目付日記ニ有之を略し印置也、尤牢死年月^者元文六酉年正月十日

(注) 享保十一午(1726)年、吉宗・吉里期。元文六辛酉(1741)年(寶保元年)、吉宗・吉里期

何故に公儀罪人を預かれたのかは不明であるが、恐らく奈良奉行扱いの罪人で、奉行所では永牢
扱いは困難であったためか。

同

一 去々年中所々^江盜賊^ニ入候宣戒、先達^而入牢いたし候処、正月十日牢死ニ付見分之儀、半藏宅へ町奉行三好覚太夫罷越相伺之、先格^者飯野半七
右外無之旨、覚太夫申聞之、半七義^者公儀^ニ御渡被成候事、右先格取計
ニ而ハ重過候付、宇右衛門殿^江申達、御徒目付・町与力^井小人目付・町同心罷越見届候様、半藏、覺太夫^江及挨拶、尤向々^江
も右之段申談之 取置等之儀も覺太夫^江得^与申談置、町奉行役所^ニ留有之
宝暦十四年申年正月十日

(注) 宝暦十四甲申(1764)年(明和元年)、家治・信鴻期。「挨拶」は応対・返答・仲裁のこと。

半藏は家老或いは担当年寄であろう。

三十九 双方御家内^ニ而義絶願之事

一 元文三午年六月被 仰出候御張紙左之通

一 双方 御家^ニ相勤罷在候諸親類、中ケ悪敷、義絶之儀相願候共取上ケ
申間敷候、無處子細有之不通いたし候ハバ、不和之訛切紙^ニ書付、御
聞置被下候様^ニと支配頭^江差出可申候、支配頭^ニ役筋迄差出可申候
尤右届ヶ聞置候段、役筋より一方之者^江申聞候^ニも不及候

右之通向後可被相心得旨、御年寄赤井多忠申聞之

(注) 元文三戊午(1738)年、吉宗・吉里期。

柳澤家家中での親類義絶は認めないが、上司には不和の旨を届置させた。

四十 養子^ニ遣、離縁にて罷帰又養子願之事一 養子^ニ遣、離縁^ニ罷帰候者、間も無之又候外^江取組候願、御取上ケ無之
候、然共不行跡^ニも無之、一遍^ニて熟縁不致候者ハ、一ヶ年余^度相立候
上、内窺仕候様^ニ桃井大式申聞之

元文五申年八月晦日

(注) 元文五庚申(1740)年、吉宗・吉里期。安易な養子再縁を戒めたもの。

四十一 御紋付願之事

御定ニ之内

一 御紋付御衣類むさと致着用候様粗相見候、前々も被 仰出候通、御紋付

致拝領候もの^者各別、せかれたりといふとも、親致拝領候 御紋付類
届無之着仕間敷候、大目付或ハ支配頭迄其段願出、指圖次第着可仕候事

右之通被 仰出之

享保三年戌十二月

(注) 享保三戌(1718)年、吉宗・吉里期。拝領紋付着用の権威を重んじたもの。

「むざこと」は舞遣作にの意味。

張紙

一 御紋付類拝領之面々、大小姓以下而も、せかれ江着用之儀不苦候、尤願之

上せかれ着用可被 仰付旨、美作殿被仰渡之

寅十一月晦日

(注) 「寅」のみだが、享保七壬寅(1722)年、吉宗・吉里期か。下士の着用基準を補足したものであろう。

御定三

御紋付着用願之事

一 大小姓組以上、嫡子着用願之儀、御家老共承届可申渡候、一男方ハ伺達

御聴可申事

一 御徒目付以下嫡子着用願之儀、達御聴可申渡候、一男方者無用之事

右之通江戸御国共三可申合旨被 仰出候

未十一月

(注) 享保十二丁未(1727)年、吉宗・吉里期か。

四十二 若殿様御縁組彼仰入井御願之通相済事

一 宝曆十二年五月九日

若殿様御縁組御内談相済表立被仰入

御使者

森惣右衛門
坪井弥太夫

37

右京太夫様る

御使者

田中助之進
石嶋弥一右衛門

右之通、御双方様御使者を以無御滞相済

一 五月十一日酒井左衛門尉様江御先手雨宮権左衛門殿を以、御願書被指出

一 同月廿五日御願之通被 仰出

一 右二付、御国六月十三日御鑓奉行以上肩衣着不残、右以下大小姓並以上

一役老人、平服而登 城御歛申上之

(注) 宝曆十二壬午(1762)年、家治・信鴻期。若殿は保光。

高崎四代藩主、大河内松平右京太夫輝高娘永子 保光正室

なお松平輝高は宝曆八寅(1758)年から宝曆十辰(1760)年まで老中。

(注) 庄内五代藩主 酒井左衛門尉忠寄 寛延一(1749)年から明和元(1764)年まで老中。

御用類旗本は御先手組頭 雨宮権左衛門

(参考) 歴代藩主正室

吉里よしり // 前橋藩主 (十五万石老中格) 酒井雅樂頭忠拳 娘頼子

伊信いのぶ (信鴻) // 宇和島藩主 (十万石) 伊達遠江守村年 娘幾子

保光ほくこう // 松代藩主 (十万石) 真田弾正忠信弘 娘輝子

保泰ほくたい // 高崎藩主 (八万石 老中) 松平右京太夫輝高 娘永子

保興ほくこう // 大垣藩主 (十万石 老中) 戸田采女正氏教 娘貞子

保申ほくしん // 薩摩藩主 (七十二万石) 島津薩摩守重豪 娘淑子

左之通さのじゆう // 摂閑家 (從一位左大臣) 一条忠香 娘明子

四十三 御咎之者親類方差扣伺指出候儀一付公儀方御廻状写

一 宝曆四戌年壬二月廿九日出御用状三月九日到来、大御目付中方之御廻状写

惣而御咎メ被 仰付候者、一類共方差扣伺差出候 覚

御役被 召放候者

父子・兄弟・祖父・孫

閉門

逼塞

同断

同断

黒川・三日市両支藩（分家）と、郡山本藩（本家）の接遇はかなり厳しいもので、阿部家文書に於いても
くりかえし徹底されている。

40

四十六 屋敷替之節荒不申御触之事

一 屋敷替之節屋敷荒シ不申、其上手前^{一面}作り足候畠・戸・障子等其候差置
罷立可申旨、享保年中被 仰出有之候處 近來心得違之儀も有之様相聞候
自今⁷弥以、立会之御徒目付心附候様申渡候間、兼^而其旨可被相心得候、尤右
之訳^者取繕引渡候儀^{而者無之}、有來候通りを荒シ不申候様^{「との事」而候}
但自分建別家、同建繼^并上^蔵之儀、是又先年被 仰出候通り可被相心得候
右之趣支配有之候面々、為心得 寄々可被相達候

宝曆十三年未五月

（注）宝曆十二癸未（1763）年、家治・信鴻期。正に現在の社宅引継ぎにおける注意事項である。ただ現在

と異なり、引継ぎには徒目付が立会確認している。

四十七 平日御城内杖突願^并夏足袋はき願事

一 平生歩行不自由有之、或老人之面々 御城内杖突候義、向後願書指出可申
候、御家老^者可為制外、且^而雨天道悪敷節^者、五十歳以上之面々杖突候義、可
為勝手次第事

附五十歳以下之面々、僕不召連御城内^江入候節、杖 鉄御門・西御門・南

御門番所^江預ヶ置可申候、勿論右之趣番所^江も相達之

正徳六年申六月

（注）正徳六丙申（1716）年（享保元年）八代將軍吉宗就任、吉里期。郡山転封前の甲府時代であるが、こ
の頃は五十歳が老齢の節目とされていた。また五十歳以下であっても城外杖突が多かったのかも知れない。

一 公儀御法度、且又不依何事彼 仰付候趣、急度堅相守、奉重
御前御為第一奉存、御後闇儀毛頭仕間敷候、御奉公之儀心之及候程
随分精出相勤、御軍用之儀常々心懸、少も油断仕間敷事

（注）「御前」部分は平出。「御後闇」は「おうしろぐらき（やましい）」のこと。

42

一 御国中御仕置^并諸役人諸士之作法、惣^而公事訴詔不依何事、親子・兄弟・知音之好たりといふとも、聊以無覈員偏頗沙汰可仕候、誰人之儀^{二而}も 御為惡キ事及見及承候^者、有躰早速可申上候、就中御側向之
面々之儀、心之及候程念を入、不宣者有之候は、毛頭無用捨可申上候
諸役人金銀米錢納拂急度申付、御勘定為仕、少も油断仕間敷事

附男女猥之好色仕間敷事

（注）「訴詔」は「訴訟」のこと、「知音」は「特に親しい友人」、「好」は「よしみ」、「無用捨」は
「容赦なく」、なお附けたりに注目。

一 不依何事、奉對 御為、惡心を以申合、一味仕間敷候、^并同役不和^二
仕間敷候、且又諸士勤方隨分心を付、不宣者^并取沙汰惡敷儀有之候^者
早々可申上候、少^茂用捨仕間敷事

一 萬一如何様之異变有之候共、御国大切相守、諸役人諸士ハ不^及申、御
國中之者共^江差団仕、忠義を励可申事

一 御隱密之儀、諸傍輩^者不及申上、親子・兄弟・知音之好たりといふとも
も、一切他言仕間敷事

一 御威光を以、私之奢少も仕間敷事
附賄賂之音物ハ一切受納仕間敷事

一 右條々雖為一事、於致違犯^者

神文

四十八 御家老^并御年寄制詞之事

一 御家老制詞

起請文前書

41

御前被 仰付之制詞、前々之通月番御年寄読之、尤片山三郎兵衛被
仰付節^并旧格^ニ帰る也

一 御年寄制詞

起請文前書

一 私義御年寄被 仰付候上^者 弥以

公儀御法度、且又不依何事彼 仰付候趣堅相守、奉重 御前御為第一
奉存、御後闇義毛頭仕間敷候、御軍用之儀常々心掛、御奉公之儀心之
及候程、精出シ相勤、御儀訖立候様急度相守可申候、同役を兼御奉公
之儀、少も遠慮仕間敷事

一 御仕置向之儀、親子・兄弟・知音之好たりといふとも、不依何事聊以
無覈員偏頗沙汰可仕候、誰人之儀^{二而}も、御為惡事及見及承候^者、時刻
を不延有躰早速可申上候、御側向之面々之儀、別^而心付

43

不宣者有之候^者、毛頭無用捨可申上候、御為之儀心底不残有躰可申上
候、諸役人金銀米錢納拂急度申付、御勘定為仕、私共吟味仕少も油斷
仕間敷候、御費ケ間敷事、一切無之様心懸、從 御前被 仰付候儀
少しも御物入多、納金にて不足^二相見江候^者、其段可申上候、少も御用
金三貯置候様、隋分心掛可申候事

一 不依何事、奉對 御為、惡心を以申合、一味仕間敷候、^并同役不和^二
仕間敷候、且又御用之儀、心底不残申出^シ、御為能方^二落着可仕候、

惣^而究候儀を陰^二何角^与取沙汰仕間敷候事

一 不依誰人、御為惡事有之候^者、御尋無御座候共、無依怙覈員有躰可申
上候、御尋之儀ハ不依何事、心底不残可申上事

一 御隱密之儀、諸傍輩^者不及申上、親子・兄弟・知音之好たりといふと
も、一切他言仕間敷事

一 御表向御内緒向、御附届之儀念入、毛頭龜未成儀仕間敷候、御用之
儀申來候節、六ヶ敷儀候とて、人_江讓申間敷事

一 御威光を以、私之奢少も仕間敷候事
附男女猥之好色仕間敷事

附賄賂之音物ハ、一切受納仕間敷事
右之條々雖為一事、於致違犯^者

神文

44

一 御鑑奉行以上大目付読之、大小姓並以上御目付読之

四十九 急養子相願候次第^并願書案文之事

一 急養子^二願候者、先達^而所々_江養子^二参り、兩二度も被相返候ものを願候
ハ、如何可仕候哉

此儀^者先達^而之養父^カ被相返候節、不人物之筋にて惡名等を請候ハ、
定^而急養子^二願も仕間敷候、左候得^者御取上ヶも可被遊候哉、尤遠ク候
而^も続有之候歟、又ハ縁者^ハも御座候ハ、猶以願筋御取上ヶ可被
遊哉

一 先達^而外_江養子^二参り、養父^カ被相返候もの、間もなく急養子^二仕度旨

相願候ハ、願書請取申間敷候

但養父^カ被相返候其月之内^者勿論、翌月共^二急養子願候者有之候とも
願書請取不申、三ヶ月目^カハ願書請取候様^二も可仕候哉、然共急養子
二成候ものと、養父母^二成候ものゝ内、從弟歟甥などの統^二も有之候
ハ、たとへ先養父^カ被相返候其月^二而^も、願筋御取上ヶ可被遊候哉

右は急養子願有之候節之儀、奉窺置候 以上

大目付

45

閏十一月

大目付

右伺之趣、尤之筋^二御家老中思召候、乍然、御留守之儀^二候間、不被達
御聞^二者候得共、窺之通^二相心得可申旨、閏十一月二十九日大山將監申聞
之

(注) 元文二丁巳(1737)年、吉宗・吉里期。壬(閏)は原文のままとした。

元文二巳年壬十一月

一 急養子願案文左記

私義段々結構被召仕御重恩之程冥加至極、難有仕合奉存候、然候処
何月何頃_カ病氣付、色々養生仕候得共、快氣可仕躰無御座候処、せか
れ無御座候付、此度何之誰取持を以、何之誰二男（弟）名_{申者}
當何_カ何才罷成候、此者養子被仰付、跡式何分_モ被仰付、末々
娘_与一所仕度奉願候、右之趣宜被仰上可被下候 以上

年号支干月日

誰殿

名

半切別紙二

私養子可仕者、親類共之内無御座候、縁者共方_ニは御座候得共、指支

御座候付、不奉願候 以上

何 何月
誰 殿
名

又私せかれ無御座候処、近き続人之内

甥 何之誰

46
右病身_ニ存寄り御座候付不奉願候 以上

何之誰

右之者共幼年_ニ御座候付、私娘_与一所_ニ難相成御座候付、不奉願候
以上

51
一 御領分寺社 御朱印面々

高二拾五石
近江高嶋郡海津 宝幢院

五十

寺院江寄附地致候儀付、公儀_カ御触写

一 宝曆十二年大御目付中_カ御廻状_井御書付写到来左之通

松平右近將監殿御渡候御書付写_カ通相達候、被得其意無遲滯順達留り
カ池田筑後守方_江可被相返候 以上

二月廿一日 大目付

大目付江

右留守居

一 只今近元來寺地_ニ無之、百姓所持之地所を、寺院江寄附いたし、又ハ讓
地等_ニいたし候_茂有之、右之地所を他之寺院、或ハ他寺之塔頭等江讓渡し
右場所江引寺等致し、又ハ本寺離末致し、願主勝手之宗旨_ニ仕替へ、引
寺致し、或ハ當時退転寺号計、水帳等_ニ有之を取立、引寺号_ニいたし候
儀_井墓所詰り添地寄進境内へ囲込候儀、右之類自今可為無用候、百姓ハ
勿論、たとへ領主地頭たり共、田畠猥り_ニ寺院へ寄附致し候儀、容易

47

二ハ難成事候

右之趣可被相觸候

二月

（注）宝曆十二年（1762）年十代家治將軍、信鴻期。

館林藩主越智松平右近將監武元、延享三（1746）年～安永八（1779）年間の老中。

大目付池田筑後守政倫。本件は老中指示を、大目付が既定の順序（御名順列）で各藩（留守居

役）に通達回覧したもので、回覧最後の藩から大目付に返還する方式であった。

*寺社への土地寄進、或いは土地を寄進し寺を移転させること等を一切禁止したもの。
水帳（御因帳）は検地による地籍帳で、名目だけの架空寺社が記されていたものを利用した。

宝暦十二年八月十一日

○御朱印有之

(注) 真言宗宗智山派宝幢院藥師寺 (高島市マキノ町海津)、本尊藥師如來座像。

本寺は天平二年に仏地院として泰澄大師が創建したと云われており、その後衰えた時期もあつたが、紀州根来寺の僧真遍上人が再建し名を宝幢院と改めた。又この寺には大津絵の源流と云われる十王図があり、室町時代の五大明王図等も残されている。

同国蒲生郡中村

西光寺

高拾壱石四斗餘
右御朱印左二記

近江国蒲生郡中村西光寺領、同村之内拾壱石四斗餘事^井寺中竹木

諸役等免除、依當家先判之例永不可有相違者也

年号月日前同

○御朱印

同国高嶋郡海津

大崎寺
宗正寺

高五石
高一石九斗
右御朱印左二記

48

近江國高嶋郡海津大崎寺觀音堂領、同所五石

宗正寺觀音堂領、壱石九斗、合六石九斗事、任先規寄附之訖全可收

納^井両寺中境内山林竹木諸役等免許永不可有相違者也

年号月日前同

○御朱印

(注) 真言宗智山派大崎寺 (大崎觀音堂) 高島市マキノ町海津、本尊千手觀音像。

本寺 (觀音堂) 大崎寺は、開基は泰澄大師と伝えられ、一時は奈良興福寺の末寺であった。

戦国期に荒廃したが、後に近江西国第九番札所となつていて。

真言宗智山派宗正寺 (高島市マキノ町海津)、本尊重要文化財木造十一面觀音座像 (秘仏)。

開基は泰澄大師とされ、明行上人の中興とされる。また比丘尼御所との伝承もある。

同国同郡上尾

高拾石

右御朱印左二記

近江國高嶋郡上尾天神社領、於同所拾石事^井寺境内山林竹木諸役等

免除、依當家先判之例、永不可有相違者神事祭祀不可怠慢也

年号月日同

○御朱印

右御朱印此方様^江相渡り、於大書院右之面々^江御家老申渡、頂戴被

仰付之

(注) 海津天神社 (高島市マキノ町海津)、主祭神菅原道真。

建久二 (1191) 年の勧請と伝えられており、平安末期の紙本墨書き華経十巻 (重要文化財)、

板絵著色絵馬 (県指定文化財) 等の奉納物が残つていて。

49

同国□□□

深尾丹後

右御朱印左二記

高百石

佐々木明神社領、近江国蒲生郡常楽寺村之内百石之事、依當家先判

之例、社人中如有來可配當者也

宝暦十二年八月十一日

右神主丹後義^者代々同郡新見勘三郎殿領内小中村居住、依之地頭勘

三郎殿^ら

御朱印相渡り來候事

(注) 佐々木明神 (沙沙貴神社) 近江八幡市安土町常楽寺、主祭神少比古命

佐々木源氏發祥地とされ、ゆかりの子孫の崇敬を集め、丸龜藩京極家が保護した。

新見勘三郎は江戸幕府八百石の旗本、近江蒲生郡に領地があつた。

五十二 虎御門カミ山下御門迄御堀浚御用被蒙仰付候事

一 宝曆十一辛巳年九月廿二日虎之御門外カミ山下御門迄、御堀浚御手傳被為

蒙仰候

一 同十月六日御堀浚御小屋場相渡候

一 同月七日御堀上浚御取懸り

一 同十一月十八日出御用状ニ御堀上浚土片付等相濟、来春カミ大浚御取懸

迄御場所御引渡被成候旨申來候

一 同十二月正月末御堀浚御場所御請取同月廿五日

殿様御場所御見分被遊候事

一 同日御堀浚御場所御取掛り

一 同月廿六日・廿七日右御場所御小屋場江

公儀御役人御出之事

一 同四月廿九日御堀浚出来榮御見分相濟

一 同五月三日右御場所不残出来ニ付、御見分無滞相濟

一 同月六日御場所御引渡之儀被 仰渡

一 同月十二日御場所御引渡不残相濟

一 同月十五日右御用相濟候ニ付

殿様御拝領物被為遊候事

一 右無御滯相濟候ニ付、御内祝同月十九日有之段申來

一 同月廿一日段之助江御手熨計被下

50

十郎太夫江百石御加恩、其外御場所勤之面々江、拝領物并御酒御吸物被

下之

一 同月廿八日段之助初御用懸之面々

一 公儀カミ御褒美御時服銀子頂戴、尤御書上ヶ之九人計

一 御書上ヶ之面々左之通

惣奉行

横地段之助

副奉行

津田十郎太夫

元

元元万右衛門
坪井弥太夫
御留守居
元

元
津田市郎左衛門
望月平左衛門

元

元
藤田三左衛門
同断

元

元
小林市太夫
場所目付

元

元
中村太左衛門
同断

元

元
坪井弥太夫
御留守居

(注) 虎之門、新橋、幸橋門を経て山下門まで、郡山藩上屋敷周辺約1600mの外堀である。

家譜附録「宝曆十一年辛巳九月廿二日、於波之間、老中列座、奉虎御門及幸橋山下御門御堀浚手伝之事。酒井左衛門尉忠寄伝旨」とあり、さらに「五月十五日、・・拝領時服十五領・・信鴻

拝謝。有御懇之上意。同廿八日、家臣九人於御城松之間、拝領白銀時服羽織。云々」とある

五十三 先代浪人養子ニ相願候事

一 先達而先代浪人、養子又者縁組等可為勝手次第之旨、被 仰出候得共

御思召有之ニ付、先代浪人取組、向後可致無用候、尤當國御相給之家中

カミ取組候義、堅可致無用事

ルイ

但甥從弟拝之繞ニ候ハ、其訛ヲ立願可申候、縁累等之繞ニ者、難

願立候

一 同心者、先代勤之者ニも致跡抱候儀、可為制外候、与力御徒士以上者

御定之通相守可申事

51

右之通被 仰出之

享保十六年亥年十月

(注) 享保十六辛亥（1731）年、吉宗・吉重期。享保十六年に武田阿波事件が発覚し、家老武田阿波（山東

新之丞）他の数名が死罪・切腹という悲惨な事件が起きており、この事件が浪人養子についての取扱いを厳格にしたかも知れない（武田阿波自身は先代浪人ではないが、新規御抱えを警戒したか）。

又、高取・小泉藩等和州家中との縁組も、原則禁止されている様である。

一 御家中縁組・養子之義、親類縁者之外他所より取組、又者他所江指遣候

義、可致無用旨先年被仰出候、然候処向後者、御家中相應之者無之候ハ、他所の縁組・養子取組、尤他所江遣候義、可致勝手次第候、然レ共法外成義無之、仲人之者慥成義、承届取組可申候

元文四未年五月九日

(注) 元文四己未(1739)年、吉宗・吉里期。右の享保十六年基準が厳しかったため、一部緩和したもの。

下ヶ紙

一 先代浪人者、縁組養子取組候義も不苦候、御書付之内、大小姓組以下_{与有之者}下江付可申事

元文四未年五月

五十四 御領分御預鉄炮有之村々

一 御預鉄炮有之村々左之通

添下郡

大向村

小和田村

三碓村

二名村

上村

押熊村

中山村

山陵村

歌姫村

常福寺村

外川村

山陵村

六条村

九条村

山田村

矢田村

新村

葛下郡

下牧村

畠山村

中筋村

高村

穴蒸村

平野村

磯壁村

田尻村

加守村

御家老共

廣瀬郡

山坊村

大野村

佐味田村

大垣内村

椿木村

樺原村

福貴村

西向村

大門村

藤尾村

鬼取村

西畠村

西畠村

菜畠村

山崎村

山崎村

河州

讚良郡

瀧間村

寺川村

中垣内村

野崎村

中垣内村

五十四ヶ村

正月并盆中

五十五 龍華山江年中御香典・御生花差上候事

(注) 平群郡村々が廣瀬郡となつており、十市郡・式下郡が記載されていない等の疑問部分がある。

又、記載村数は五十で、四ヶ村が合わない(或いは枝村を省略したものか)。

一 永慶寺様 江御香奠指上候面々左之通

正月并盆中

真光院様

乾徳院様

圓徳院様

53

永慶寺様江
御香奠銀壺外宛
藩祖吉保

御家老共

御生花代銀五分宛

御城代より御鐘奉行達

真光院様江 吉保正室 曽雌定子

御香奠銀五分ヅツ

御家老共

御生花御立花代之内

御城代・大寄合・御年寄

右之外者 御目見等仕候面々計、御生花差上候義勝手次第可仕候

御目見等仕候面々計、御生花差上候義勝手次第可仕候

乾徳院様江 二代吉里

御香奠銀五分ヅツ

御家老共

御香奠銀毫匁ヅツ

御家老共

御生花代銀五分ヅツ

御城代より御鐘奉行達

圓徳院様江 吉里正室 酒井頼子

御家老共

御香奠銀五分ヅツ

御家老共

御城代・大寄合・御年寄

右之外者 御目見等仕候面々計、御生花差上候義勝手次第可仕候

御祠堂惣御牌前江

御家老共

御生花

御城代・大寄合・御年寄

御生花

御城代・大寄合・御年寄

右勝手次第差上可申候

右御牌前江御鐘奉行以上之面々、御名代以後参拝可仕候、尤熨斗目半袴

但元日者参拝無之

延享二丑年閏十二月

(注) 延享二乙丑(1745)年九月五日乾徳院吉里没(59歳)。従つて信鴻期の基準となるが、藩主と正室に範囲と金額に於いて微妙な差をつけている。なお龍華山は永慶寺の山号。

御祥月左之通

一 永慶寺様 御牌前江

乾徳院様

御香奠銀毫匁ヅツ

御家老共

御生花代銀五分ヅツ

御城代より御鐘奉行達

右之通差上可申候

一 真光院様 御牌前江

圓徳院様

御香奠銀五分ヅツ

御家老共

御生花代銀五分ヅツ

御城代・大寄合・御年寄

右之通差上可申候、御鐘奉行以上参拝可仕候、御生花不及差上候

但、御目見等仕候面々、御生花差上候義勝手次第可仕候

一本具院様 御牌前江 信鴻正室 伊達幾子

御生花

御家老共

御城代・大寄合・御年寄

同断

右之通差上可申候、御鐘奉行以上参拝可仕候、御生花不及差上候

但、御目見等仕候面々、御生花差上候義勝手次第可仕候

一 貞徳院様 御牌前江 信鴻繼室 真田輝子

右同断之事

(注) 正月・盆中と祥月命日の記載順や香奠・生花の基準に美様な差があり、以下にまとめる。

正徳四(1714)年十一月二日、

延享二(1745)年九月五日、

正徳三(1713)年九月五日、

寛保四(1744)年正月十八日、

寛保三(1743)年四月十四日、

宝暦三(1753)年十二月十四日、

御祥月左之通

真光院(吉保正室)・圓徳院(吉里正室)と本具院(信鴻正室)・貞徳院(信鴻繼室)の格差は

如何なる事情によるものだろう（夫信鴻が生存中は、祥月命日のみで正月・盆中は特外か）。

五十六 御物成相滞候内出仕御用捨被仰出候事

一 宝曆十二午年正月御家中江御用捨被仰出左之通

（注）宝曆十二壬午（1762）年、信鴻期。事情詳細不明であるが、宝曆十一年九月に堀渢の下命があり（五十二参照）、経費節約のため給米支給を削減した見返りか。

覚

一年始

御参勤

御帰國

一 上巳 端午 七夕

御鎧奉行以上不残、御用達

一 八朔 重陽

お大小姓並以上一席一人、其以下出仕不及

一 月次

御鎧奉行以上勤、大小姓並以上一席老人

一 暑寒

御鎧奉行以上不残、大小姓並以上一席老人

一 七種

御鎧奉行以上一席老人

一 歳暮

御鎧奉行以上不残、大小姓並以上一席老人

右者當時御物成相滞候付、当分御用捨之事候、臨時出仕之義者其節二至可相触候

但五節句・月次・暑寒とも、詰合之面々罷出候義ハ勝手次第

午正月元日

覚

月次井五節句出仕面々、御用捨被 仰出候付、御家老・御年寄并頭々江

勤候義、且寒暑不時見廻等罷越候義、右二可被准候、指当り候御禮之儀者是迄之通可被相心得候

一 御礼廻之節先年も被 仰出候通、月番之御家老江計口上書、其外者手札

口上にて可被相廻候

午正月

右之趣大目付お相觸之

覚

一 勝手次第折々

御機嫌相伺可申候

一 三日置程二御機嫌

相伺可申候、但休日者是迄之通

寄合衆

56

一 月番御番頭日々

罷出候付、残面々

別段御機嫌伺二不及

右之趣月番御年寄申談之

御番頭
御旗奉行
御鎧奉行

五十七 京都御火消御用当分御免又先規之通被仰出候事

一 宝曆十二午年六月十八日出御用状、七月五日到来左之通

一 六月十六日秋元但馬守様江御留守居被召呼、此度 御堀浚御手傳御用
向御勤被成候付、京都火之御番当分御免被 仰出、為御代永井飛驒
守様被 仰付候旨申來候、被 仰渡御書付左之通

御名

只今近松平紀伊守与相手代二面、京都火消被相勤候付而、相手代且京都
火消当分 御免被成候、為代永井飛驒守被 仰付候間、可被得其意候

六月

（注）宝曆十二壬午（1762）年、家治・信鴻期。

*川越藩主秋元但馬守涼朝、のち山形藩主。延享四（1747）年～明和元（1764）年老中。

高槻藩主永井飛驒守直珍、郡山藩が京都火消當番免除となつたため代役を命じられた。

*篠山藩主形原松平紀伊守信岑は、後に寺社奉行と奏者番を兼任したが。享保の大飢饉で苦しむ領民に重税を強いた等により、寛延元（1748）年に丹波亀山藩（火消役）に移封された。

五十七

一 同十四申年正月廿一日御先規之通、京都御火消御勤被成候様、被仰渡御免之節之通、御老中様_江御留守居罷出候、御書付左之通

御名

先達_而御手傳相勤候付、京都火消當分御免之處、前々之通京都

57

火消被 仰付候、其方儀御暇被下在所着以後、永井飛驒守儀可有參府旨相達候間得其意、稻葉丹後守相談、可有勤仕候

正月

（注）宝暦十四甲申（1764）年（明和元年）、信鴻期。宝暦十二年火消役免除となつたが、復活したもの。

*淀藩主稻葉丹後守正益は、淀城焼失等もあつたが奏者番と寺社奉行を兼任。郡山藩と相役で京都火消役を務めることとなつたもの（原則として在邑の藩主が務めたようである）。

なお京都火消役は正規四藩（亀山五万石・淀十万石・膳所七万石・郡山十五万石）と補充二藩（高槻四万石・篠山五万石）で務めた。

五十八 御滞府被遊候節御願之次第

一 宝暦十二壬午年

殿様御病氣_ニ付、御滞府被遊次第左之通

六月十八日

一 御国許_江之御暇被為 蒙仰

七月十五

一 御積氣被成御座候付、御發駕御延引之御届、井上河内守様_江御届書被指

出候

（注）宝暦十二壬午（1762）年、信鴻期。「積氣（癧 しゃつき）」は胸・腹部に激痛がはしる病氣の総称。

前年九月から当年五月にかけて外堀浚工事（五十二參照）があり、また物成滯による出仕免除（五十六參

照）が生じている。さらに五月に世子保光の縁組決定（四十二參照）があり、心労が重なつたものか。

浜松藩主井上河内守正経、宝暦十（1760）年～同十三年、老中。

八月七日

一 右御同篇被成御座候付、当十月迄御滞府御願書、松平右京太夫様_江被指出候處、同九日御願之通被仰出、御願書左之通

私義、先頃在所_江之御暇被 仰出候付、早速發足可仕處、持病之積氣差發、其上眩暈相勝不申、旅行難仕御座候付、暫保養仕發足仕度段、先月御用番井上河内守殿_江御届

58

申上置候、武田長春院薬服用仕候得共、今以聰_ニ不仕、長途旅行難仕躰_ニ御座候、長春院も旅行難計様躰之由申候、依之当十月中迄滞府養生仕度奉願候 以上

八月七日

御名

御附紙

願之通可有滞府候

（注）高崎藩主松平右京大夫輝高、宝暦八（1758）年～同十年又、宝暦十一～天明元（1781）年老中。安永八（1779）年老中首座。娘永子、保光正室（宝暦十二年五月婚約）

武田長春院は幕府医官 平賀源内が武田長春院の下屋敷で、「西洋人が雷の理を以て考案した器械」エレキテル（摩擦起電機）の実験を一般公開した。

十月廿三日

一 来春中迄御滞府御願書被指出候之處、同廿八日御願之通相済、御願書右_ニ准

一 当夏 御參勤御時節迄、御滞府御願被指出候處、同十六日御願之通相済

六月

一 御出勤被遊候、尤先格之通御參府節之通、万端相済事

59

五十九 古切支丹本人同然類族之儀付御聞合之事

古切支丹本人類族之儀付 江戸表而御聞合之書付

一 古切支丹之本人并本人同然之者より其孫迄、尤伯叔父母・甥姪・従弟迄、類族

ニ出候

但女ハ本人同然より孫迄、其末類族離候

(注) 切支丹類族に関する規定は貞享四(1687)年綱吉期に始まり次第に整備されたが、本項は吉宗期のものである。

「古切支丹」とは、ここでは改宗切支丹(転ビ切支丹)のことと、「本人同然之者」とは「改

宗切支丹」が改宗以前になした子女のことを言う。なお従弟迄の「類族出候(ル?)」の意味は明確では無いが、肝心の妻(夫)・父母(養父母)・祖父母・兄弟姉妹・に言及していない(これらは一代類族

か)ところからして或いは類族の範囲外と言うことであろうか。

*この文章は何故か間違つており、男系・女系とともに「孫迄」としているが、但書している様に両者に差があり、男系は「玄孫(五世孫)」或いは「昆孫(七世孫)」であったとされており、誤写であろうか。

一 本人病死塩詰致置候節、番人等附置義而ハ無之候、菩提寺之墓所抔假埋置

相伺候事

(注) 類族のものが死亡した時は、塩詰にして菩提寺等に仮埋めとしているが、これは犯罪人と同様で厳しい検死がなされた為である(幕府寺社奉行等の許可を待つて、改めて埋葬することになる)。

一 類族届ハ土火葬と不及記候事

一 離別又者養子之義絶而類族離候節者、両判之證文を以二季可相届事

但双方類族而者無判之書付可差出事

一 類族、欠落・死罪・遁世・出生・養子・名跡・出家・剃髪并法名・領内而住所替、或新縁領主より被申付候而以後二季可相届事

附紙

如此候得共、先達而申遣候通、死罪之義ハ御伺之上、可被仰付候

(注) 類族の一身上の異動は全て定期的に届出を要した。なお死罪の場合は事前御伺(幕府)を要した。

「二季」というのは春秋の一回に、宗門改帳を幕府寺社奉行(及び宗門改役)に届けたことを言つ。

なお「欠落(かけおち)」は現代の所謂「駆落」よりも広義の「出奔」を意味した。

60

一 右他國江住所替、新縁ハ前方無判之書付而同差圖之上可被申付事

一 類族之日那寺、号替院号文字改候ハ、二季無判以書付可相伺事、借屋罷在

候類族、家主名改候義右同断

一 類族之者科有之、牢舍手鎖不苦、夫共二永牢手鎖候者、無判之書付を以當時一

相窺可申候事

一 類族、他領江五七ヶ月罷在不苦、出家など為学向他國江参、類族之俗為渡世他國江

罷越逗留之願在之ハ、五ヶ年ニ可限、五ヶ年過候ハバ、又願申出任指圖

逗留可為致事

附紙

此趣先達而之書付者相違御座候、此書面之趣御用可被成也

(注) この部分は可成り緩和されたものか、類族で東大寺の役僧になつたものもあつたとのこと。

一 本人病死塩詰致置候節、番人等附置義而ハ無之候、菩提寺之墓所抔假埋置

相伺候事

(注) 類族のものが死亡した時は、塩詰にして菩提寺等に仮埋めとしているが、これは犯罪人と同様で厳しい検死がなされた為である(幕府寺社奉行等の許可を待つて、改めて埋葬することになる)。

一 類族、宗旨替・寺替之義先難成候、無據子細有之者、前方伺之差圖之上領主より可被申付、乍去縁付而夫同宗同寺罷成、養子罷越名跡繼養父母之宗旨・旦那寺成候義ハ不及伺、領主より被申付、二季無判之書付を以、奉行所へ可相届事

一 本人同然名替候義可為無用、無據子細有之者、前方無判之書付を以伺之差圖之上被申付、二季書判之證文出候事

一 類族名替候義、訖立候ハ、不及伺、領主より被申付、二季無判之書付にて可相届事

右書附、彦坂壱岐守様宗門改役人より承合候、先達而之書附と猶又此趣被御考合、御取扱と奉存候 以上

七月廿七日

横地庄兵衛

江戸表^{二而}御聞合之書付

七月十二月二季御届之分

附紙

左之分時^二此方様御聞届^{二而}相済、其訣^二季御届有之義^二て御座候

類族分

一 出生

一 縁組

一 養子

一 離別

一 剃髪

一 名替

一 居所替

附紙

居所替之義ハ隣村近所^二も居所替之義、他国江万^一出申度旨願出、其

訣相立候義^二候ハ[、]御伺被成御差圖次第^二被仰付候事、且又湯治な
どに罷越候節^二御聞届^{二而}相済申候

(注)「居所替」は、領内であれば領主許可、二季届出で済んだが、他国への居所替は湯治等を除き
幕府寺社奉行（宗門改役）に事前届出の上、その指示に従うべきものとされた。

一 寺替

一 類族之もの^ト寺号替

一 欠落

一 病死

一 出家為学向他国^江五ヶ年切^二罷越候儀

一 死罪

附紙

死罪之義ハ御伺之上御差圖次第被仰付候事

一 遷世

6 2

上包

本人同然誰病死

同證文

御名

大和國何郡何村平井左近右衛門三女、父不轉以前出生本人同然誰、何
ノ何月何日、何拾何歳^{二而}致病死候、依之即刻役人差遣死骸相改候
處、別条依無御座、塩詰^一申付、相伺任御差圖、旦那寺右同郡何村於
何宗何寺土葬取置申候、為其如此御座候

申付

旦那寺右同郡何村何宗何寺^二假埋置申候、御指圖次第取仕廻之

別条依無御座、塩詰

儀可申付候 以上

享保九甲辰年何月何日

御名

御居判

彦坂壱岐守殿

建部志摩守殿

但月番初筆^{二而}月番之方^ヘ計御證文遣候 紙程村也

(注)彦坂壱岐守実矩（重敬）は享保六（1721）年^ト同十二年の大目付、享保九年に「宗門改
加役」兼任。

建部志摩守廣明は享保八（1723）^ト同十二年の作事奉行。宗門改役は大目付と作事奉行が
担当することになっているので、享保九年に於いては、両名が宗門改役であったと思われる。

上包

本人同然誰病死

取置證文

御名

大和國何郡何村平井左近右衛門三女、父不轉以前出生本人同然誰、当
何ノ何月何日、何拾何歳^{二而}致病死候、依之即刻役人差遣死骸相改候
處、別条依無御座、塩詰^一申付、相伺任御差圖、旦那寺右同郡何村於
何宗何寺土葬取置申候、為其如此御座候

以上

享保九甲辰年何月何日 御名 御印判 御居判

彦坂壱岐守殿
建部志摩守殿

但名振替双方壱通宛

(注) この二通、初めのものは塩詰仮埋での処置伺書、後者は処置差図により本葬を行った報告書。

63

六十 甲州御代当御代席順

甲府御時代席順

一 御一族	一 御家老衆
一 御城代	一 添御城代
一 大寄合	一 御年寄衆
一 寄合衆	一 寺社奉行
一 御番頭衆	一 御旗奉行
一 御鑓奉行	一 御持筒頭衆
一 徒是以上銀馬代	一 大目附衆
一 御持弓頭衆	一 町奉行
一 御奏者番衆	一 御留守居役
一 郡代	一 御前様附
一 御弓御鉄炮頭衆	一 御用役衆
一 徒是以上獨札	一 御普請奉行
一 御用人	一 寄合並
一 御使番衆	一 御前様附
一 孫六郎様附	一 御用役衆
一 賴母様御用人	一 御普請奉行
一 徒是以上長上下青銅	

(注) 宝永元(1704)年、吉里正室円徳院酒井賴子婚姻

宝永元(1704)年、吉保甲府転封。

宝永三(1706)年、孫六郎(吉里長男信睦)誕生

同年 賴母(吉保子保経=三日市藩主)誕生

宝永六(1709)年、吉保隱居・吉里藩主

正徳三(1713)年、真光院會雌定子没

同年 、永慶寺吉保没。

享保九(1724)年、吉里郡山転封

同年 、久菊(伊信・信鴻)誕生。

*この席順が吉保期(御前様定子)か吉里期(御前様賴子)かは明確でないが、その構成の複雑さから吉保期(賴母誕生から三年間の間)としておきたい。

64

一 小十人頭	一 御目付衆
一 御金奉行	一 御勘定奉行
一 吟味役	一 御国御廣式御用役
一 御取次衆	一 御徒頭衆
是迄御家老支配	一 御番方組頭衆
一 御近習取次役	一 孫六郎様御側取次役
一 御簾役衆	一 御書札改役衆
一 儒者	
一 賴母様御用役	一 横目役
一 御取次番衆	一 御納戸御用役衆
一 御花畠御留守居	一 御長柄頭衆
一 御腰物奉行	一 御武具奉行
一 所々御下屋敷御留守居	一 道奉行
一 御廣式添役衆	一 御醫師
一 増姫様附	一 理姓院様附
一 清光院様附	一 清水曲輪附

一 徒是以上常肩衣年始御扇子代上候	
一 清光院様附	一 清水曲輪附
一 増姫様附	一 理姓院様附
一 御廣式添役衆	一 御醫師
一 所々御下屋敷御留守居	一 道奉行
一 御腰物奉行	一 御武具奉行
一 御花畠御留守居	一 御長柄頭衆
一 御取次番衆	一 御納戸御用役衆
一 賴母様御用役	一 横目役
一 儒者	
一 御近習取次役	一 孫六郎様御側取次役
一 御簾役衆	一 御書札改役衆
一 増姫様附	
一 清光院様附	

(注) 宝永三(1706)年、増姫(吉保十七子)誕生。

享保九（1724）年、理性院田中町子没
享保十五（1730）年、清光（香）院上月ノ

御次詰衆	孫六郎様御近習
御茶道	御納戸衆
御屋形御留守居番	大近習組
御馬廻衆	頼母様御近習
大小姓組	大近習
大小姓並	勘定衆組頭
代官衆	御祐筆衆
御武具役	御前様御廣式番
御廣式目附	清香院様御廣式番
理姓院様御廣式番	川除奉行
御山奉行郷目付兼役	御廄目附
御徒目附組頭	御國書替役
御金小拂方	御臺所目附
御国御金小拂方	御料理人組頭
御賄役	御藏奉行
書替役	評定所御記役
中間頭衆	目安役
大勘定衆	十嶋御番人
万澤御番人	小十人組
(欠)	駒込御屋敷下役
渋谷御屋敷守	相之間番衆
相之間番衆	渋谷御屋敷守

(注) ここまでが所謂御目見(騎士身分)である。

從是以上月次御祝儀・御機嫌伺御屋形江出仕

一	一	一	一	御次詰衆
一	一	一	一	御茶道
一	一	一	一	御屋形御留守居番
一	一	一	一	孫六郎様御近習
一	一	一	一	御納戸衆
一	一	一	一	大近習組
一	一	一	一	賴母様御近習

當時席順

一 御家老衆

一 大寄合

一 御年寄

一 御年寄並

一 御用人

一 御番頭

一 御旗奉行

従是以上銀馬代

(注) 「当時」は、郡山転封後の信鴻期を意味すると思われるが、「御一族」が記されていない。

一 御用達

一 大目附

一 郡代並

一 郡代

一 御城代

一 御年寄

一 寄合衆

一 寄合衆並

一 寺社奉行

一 御用人並

一 御鑼奉行

従是以上銀馬代

是迄御家老支配

(注) 甲府期の「長上下青銅」というランクが省略され、御用人の位置付（甲府期は家老支配）等か
なり変わっている。

一 御番方組頭

一 松之間詰

従是以上常肩衣

一 大近習頭

一 御長柄頭

一 惣御醫師

一 御馬廻組

一 大小姓組

一 大小姓並

従是以上御屋敷出仕

(注) 「御屋敷出仕」は甲府期には「月次御祝儀・御機嫌伺御屋形江出仕」とあり、幕末分限帳も同様
文言となつており、ここまでが所謂「御目見得（騎士）」身分である。この線引きが甲府期は

「大小姓組」以上で「大小姓並」は下位身分となつてゐるが、この当時[#]幕末期では「大小姓
並」は上位身分となつてゐる。縁組関係の規定に於ても取扱いの混乱がある（五十三参照）

(注) ここまででは甲府時代から幕末期迄を通じて殆ど変化はない。

一 奥御用達

一 能正院様附

一 御留守居役

一 甲府期の席順に能正院付は掲載されていない。

一 御側御用役

一 御留守居介役

一 京都御留守居役

一 御近習取次

一 御普請奉行

一 御使番

一 御目付

一 御勘定奉行

一 御金奉行

一 御臺所頭

一 御書院詰

一 御廣式御用役

席外

一 小給人

一 座頭

一 惣組之者人数

一 隠居

以上

(注) この部分が所謂下士で、乗馬は禁じられ分限帳では「中」に属する（基本的には譜代）。

なお御徒士並以下は金給（○両○人扶持）が普通だつた。

一 坊主

一 惣女中

一 惣中間人数

(注) 席外は分限帳区分では「下」に属し、概ね足輕身分の一代抱（実際は継続雇用）である。

全体として、御徒目付以下の席が交付時代より大幅に簡略化されているが、席外省略の「代官

手代」等は郷方行政の重要な部分を担っていた。

68

六十一 御国より江戸表記相廻御献上三成候品員数

宝暦十三年癸未正月改

(注) 宝暦十三年癸未（1763）年、家治・信鴻期。六「年中御献上物」参照。

御献上物并御残御音物之覚

二月

一 南都酒

御本丸江

古酒

一樽

壺斗五升入

新酒

一樽

壺斗五升入

若君様江

右同断

(注) 南都酒は古来「正暦寺」等で造られる「僧坊酒」として知られていたが、安土桃山期には「南

都諸白」と呼ばれる清酒が名酒として全国的に知られた。これらは「寒入」にも贈られている。

四月

一 芳野榧

御本丸江

一箱

三斗武升五合入

若君様江

右同断

上野御佛殿江

同 一箱

七升五合入

御老中方六人

69

同 一箱宛 壺斗式升宛入
御側御用人 同 一箱 壺斗入

同 一箱宛 壺斗宛入

若御年寄衆五人

同 一箱宛

壺斗宛入

御側衆方拾二人

同 一箱宛

壺斗宛入

大目附衆四人

町奉行衆二人

御勘定奉行衆五人

宗門方

御作事奉行衆壺人

(注) 宗門改役兼務（五十九一六二（注）参照）

御用頼

御先手衆三人

(注) 先手頭旗本は本来先陣を担当する戦闘部隊長であったが、泰平期には大手門等の警護の他に「各大名と幕閣の仲介役（御用頼）」を果たした。また火付盗賊改長官も彼等が担当した。

同 御目附衆二人

一籠宛

七升入

御諸司代江 但御国より被遣之

同 町奉行衆 一箱 壱斗二升入

同 一籠ツヅ 七升入

(注) 京都町奉行は東西役所からなり、大坂町奉行と共に上方一円の訴訟を担当した。

伏見御奉行 同断

同 一籠 七升入

御城代 同断

同 一籠 七升入

同 町奉行衆二人同断

同 一籠 七升入

同断

同 一籠 七升入

(注) 「注」榧(カヤ)＝イチイ科の常緑高木、その実は広橿円形で吉野地方の特産品、食用・薬用、油とし

て重用されたとのこと。京・大坂の町奉行に至る迄広範囲に配つてている。

俳諧(花の下でくふべき菓子や吉野榧 大子集)

六月

一輪索麪

御本丸江

一箱

八十二把入 此目七貫七百匁余入

右同断

若君様江

上野御佛殿江

同 一箱

壱貫七百匁入

御老中方

同	一箱宛	三貫目ツヅ入
御側御用人	一箱	二貫六百匁入
若御年寄衆	一箱宛	二貫六百匁入
御側衆方	同	二貫六百匁入
同	一箱宛	二貫六百匁入

七月

芳野葛

御本丸江

葛

一箱

三斗壱升入

若君様江

右同断

右同断

上野御佛殿江

同

一箱

七升入

右同断

右同断

八月

粕漬鰯

御本丸江

粕漬鰯

一桶

百入

若君様江

右同断

右同断

御老中方

同

一桶宛

五拾宛入

御側御用人

同

一桶

三拾五入

寺社御奉行衆四人	同	一桶宛	三拾五入
御側衆方	同	一桶宛	三拾宛入
御留守居衆四人	同	一桶ツツ	二十五宛入
町奉行衆	同	一桶宛	二十ツツ入
京都	御諸司代江	但御国より被遣之	
同	一桶	五十入	
同	一桶	二十ツツ入	
同	一桶ツヅ	二十五ツツ入	
伏見御奉行	同断		
同	一桶	二十五入	
大坂	御城代	同断	
同	一桶	三十五入	
同	一桶ツヅ	式拾五入	
南都奉行	同		
(注) 鰯(ハヤ) 鯉科の硬骨魚 但しここでは「鮎の古名」として使われている。			
*何故かこの部分で、寺社奉行や御留守居衆(上級旗本の名譽職)が加えられているが、理由はまったく分 からない(流石に鮎粕漬と酒は上野仏殿には献上されていない)。			

御本丸江	大和柿	一籠	三百五拾入
若君様江	右同断	右同断	
上野御佛殿江			
同	一籠	六拾五入	
御老中方	同	一箱宛	百三拾五宛入
寒入			
一			
南都酒			
御本丸江			
新酒			
霧酒			
若君様江			
一樽			
壺斗五升入			
一樽			
壺斗五升入			
右同断			
御老中方			
右同断			
御側御用人			
同	二樽		
若御年寄衆	同	二樽ツツ	
京都			
御諸司代江	但御国より被遣之		
同	一樽	右同断	

この「霊酒」は菊屋治左衛門の発案とされる霊酒或いは霰（あられ）酒のことであろうか。

御祥月

正月十八日	圓徳院様
正月十三日	能正院様
五月十日	靈樹院様
九月五日	乾徳院様
九月十七日	正學院様
十一月二日	永慶寺様
十二月十四日	貞徳院様
四月十四日	本具院様

（注）以下については、部分的に既出であるが改めて掲載する。

寛保四（1744）年正月十八日、園徳院酒井頼子（吉里正室）没

*「万歳集」に廿二日を遺言によりこの日にしたとある。

安永六（1777）年正月十三日、能正院森律子（信鴻生母）没

宝永二（1705）年五月十日、靈樹院飯塚染子（吉里生母）没

延享二（1745）年九月五日、乾徳院柳澤吉里没

*「系譜」は九月六日としている。

貞享四（1687）年九月十七日、正學院柳澤安忠（吉保父）没

*「万歳集」は九月十九日正覺寺とし、系譜は十七日正覺院、改月桂院としている。

正徳四（1714）年十一月二日、永慶寺吉保没

宝暦三（1753）年十二月十四日、貞徳院真田輝子（信鴻繼室）没

*「万歳集」は天明六年と誤記している。

寛保三（1743）年四月十四日、本具院伊達幾子（信鴻正室）没

（注）左に信鴻が記されておらず、本書が天明期以前の作成であることを示している。

正徳三（1713）年九月五日、真光院曾雌定子（吉保正室）没

享保二（1717）年七月十四日、了本院佐瀬津那子（吉保生母）没

寛政四（1792）年三月三日、即佛心院柳澤信鴻没。

年代六十圖

弘治	元龜	天正	文祿	慶長	元和	寛永	正保	慶安	承應	明暦	萬治	寛文	延宝	天和	貞享	元祿	宝永	正徳	宝暦	寛延	明和
十三年	三年	四年	十九年	二十年	四年	四年	四年	三年	三年	三年	三年	三年	八年	八年	十二年	八年	七年	四年	二年	三年	八年
八年	十三年																				

（注）弘治元（1555）年、後奈良天皇・義輝將軍期。
 （注）天正元（1573）年、正義町天皇・室町幕府滅亡。
 （注）元和元（1615）年、後水尾天皇・元和偃武。

（注）明暦元（1655）年、後西天皇・家綱期。

安永

天明

九年

〔注〕「天明」は八年続くが、その期間が記されてないので、この文書は原則として天明年中に記されたものと判断できる（天明以降に追記された形跡はない）。

（完）